

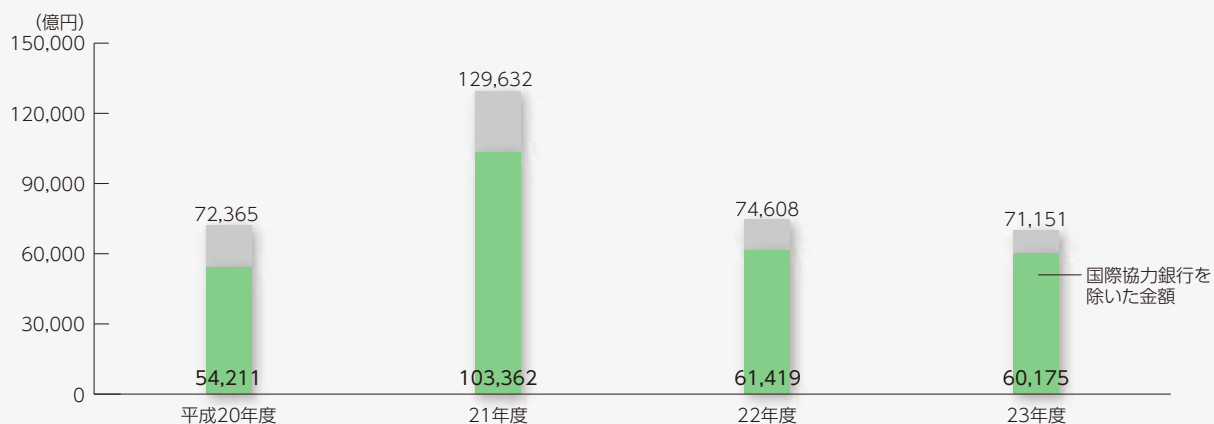
資料編

業務実績	72
財務の状況	89
参考情報	180
日本政策金融公庫法	186

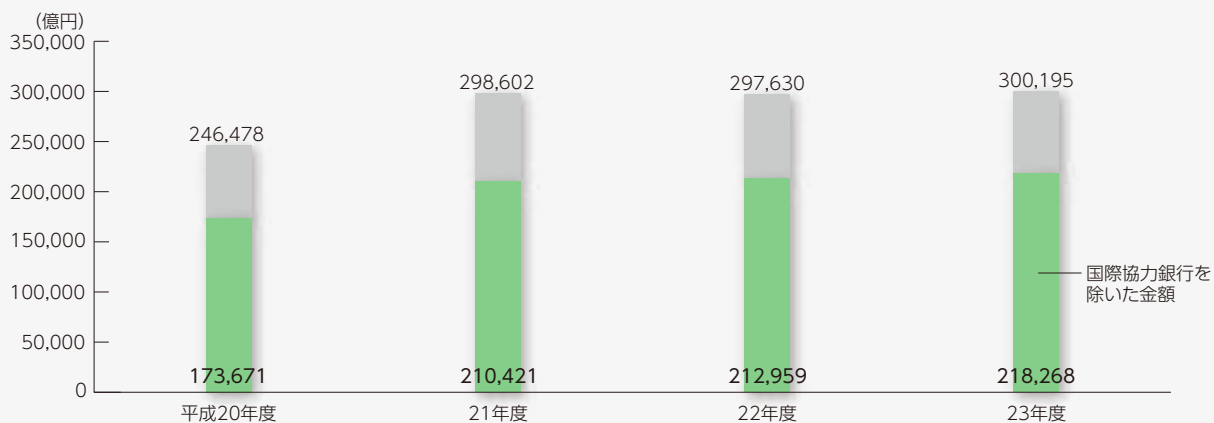
JFC 2012

日本政策金融公庫

1 融資実績の推移

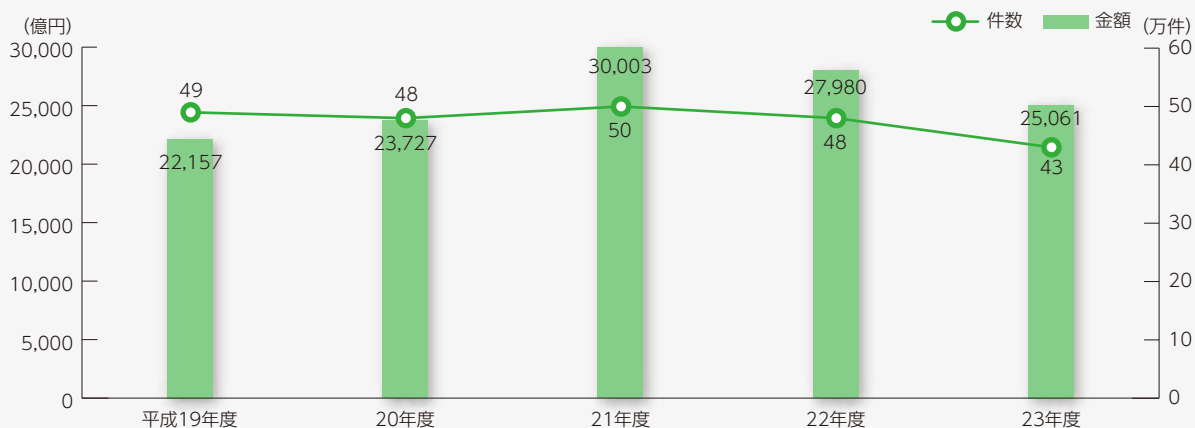


2 残高の推移



国民生活事業

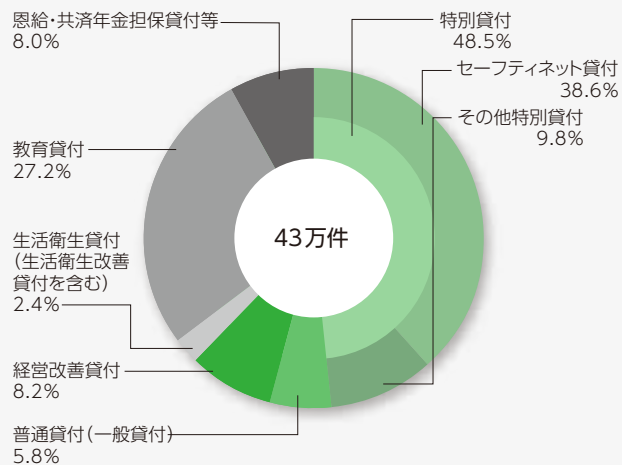
1 融資実績の推移



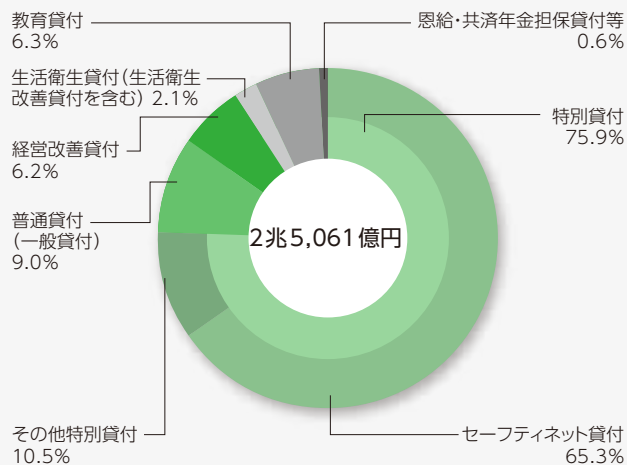
(注) 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。

2 融資実績の内訳

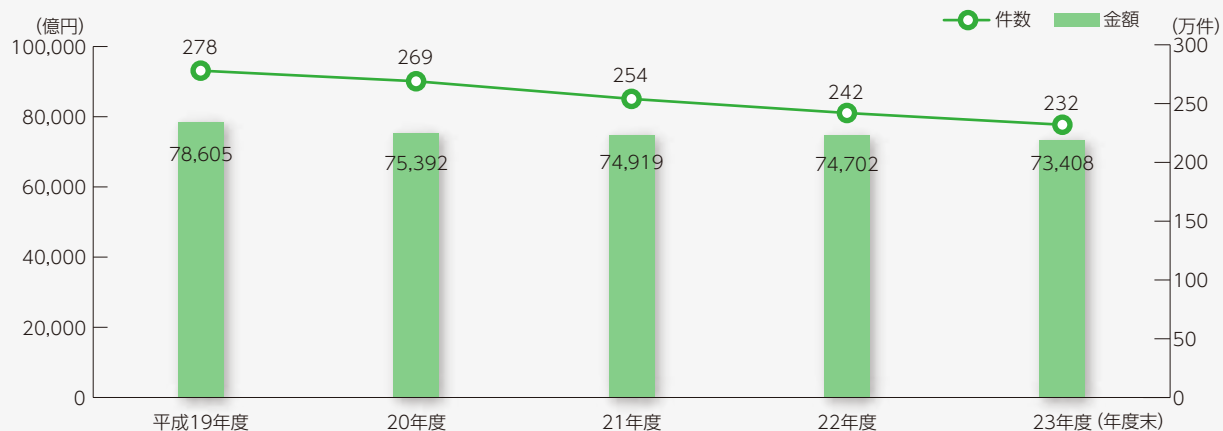
▼ 件数 (平成23年度)



▼ 金額 (平成23年度)



3 融資残高の推移



(注) 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。

4 融資残高の業種別内訳 (事業資金)

(単位: 億円、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
製造業	7,887 (11.6)	7,641 (11.7)	7,996 (12.2)	7,956 (12.2)	7,824 (12.1)
卸売・小売業	16,267 (24.0)	15,604 (23.9)	15,722 (24.1)	15,916 (24.3)	15,825 (24.5)
飲食店、宿泊業	6,265 (9.2)	5,974 (9.1)	5,790 (8.9)	5,696 (8.7)	5,563 (8.6)
サービス業	13,881 (20.4)	13,585 (20.8)	13,704 (21.0)	14,139 (21.6)	14,177 (22.0)
建設業	10,160 (15.0)	9,921 (15.2)	10,195 (15.6)	10,252 (15.7)	9,971 (15.5)
その他	13,448 (19.8)	12,603 (19.3)	11,898 (18.2)	11,456 (17.5)	11,134 (17.3)
合計	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)	64,495 (100.0)

- (注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 3. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 4. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
飲食店関係営業	2,951 (48.6)	2,641 (48.2)	2,338 (47.6)	2,079 (47.0)	1,832 (46.4)
旅館業	1,274 (21.0)	1,157 (21.1)	1,049 (21.4)	952 (21.5)	855 (21.6)
美容業	821 (13.5)	760 (13.9)	699 (14.2)	655 (14.8)	611 (15.5)
理容業	483 (8.0)	429 (7.8)	377 (7.7)	333 (7.5)	291 (7.4)
浴場業	303 (5.0)	280 (5.1)	256 (5.2)	231 (5.2)	206 (5.2)
クリーニング業	152 (2.5)	135 (2.5)	120 (2.5)	108 (2.4)	98 (2.5)
食肉販売業	43 (0.7)	37 (0.7)	33 (0.7)	30 (0.7)	35 (0.9)
興行場営業	27 (0.5)	24 (0.4)	24 (0.5)	23 (0.5)	18 (0.5)
その他	15 (0.3)	12 (0.2)	12 (0.3)	12 (0.3)	3 (0.1)
合計	6,073 (100.0)	5,481 (100.0)	4,912 (100.0)	4,427 (100.0)	3,952 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. ()内は構成比です。

6 融資残高の使途別内訳

(単位:億円、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運転	35,237 (51.9)	35,709 (54.7)	39,998 (61.2)	42,929 (65.6)	43,815 (67.9)
設備	32,674 (48.1)	29,621 (45.3)	25,310 (38.8)	22,487 (34.4)	20,679 (32.1)
合計	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)	64,495 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
3. ()内は、構成比です。

7 融資先企業数

(単位:企業)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
融資先企業数	1,194,111	1,135,110	1,084,043	1,030,910	989,697

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1企業あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1企業あたりの平均融資残高	5,687	5,755	6,024	6,345	6,516

(注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
教育貸付	10,358	9,749	9,326	9,035	8,694
恩給・共済年金担保貸付	323	301	275	243	213

(注) 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
300万円以下	112,664 (36.9)	115,962 (36.4)	106,525 (31.2)	105,367 (33.1)	91,472 (32.8)
300万円超500万円以下	69,577 (22.8)	69,891 (21.9)	66,327 (19.4)	61,391 (19.3)	54,851 (19.7)
500万円超800万円以下	46,982 (15.4)	47,169 (14.8)	51,267 (15.0)	44,721 (14.0)	38,434 (13.8)
800万円超	76,292 (25.0)	85,615 (26.9)	117,463 (34.4)	106,862 (33.6)	94,022 (33.7)
合計	305,515 (100.0)	318,637 (100.0)	341,582 (100.0)	318,341 (100.0)	278,779 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 3. ()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
4人以下	200,413 (65.6)	207,975 (65.3)	221,528 (64.8)	209,917 (65.9)	184,596 (66.2)
5人～9人	64,354 (21.1)	67,061 (21.0)	73,039 (21.4)	67,046 (21.1)	58,213 (20.9)
10人～19人	26,857 (8.8)	28,029 (8.8)	30,985 (9.1)	27,353 (8.6)	23,832 (8.5)
20人以上	13,862 (4.5)	15,546 (4.9)	16,008 (4.7)	14,010 (4.4)	12,132 (4.4)
合計	305,486 (100.0)	318,611 (100.0)	341,560 (100.0)	318,326 (100.0)	278,773 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
 3. ()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

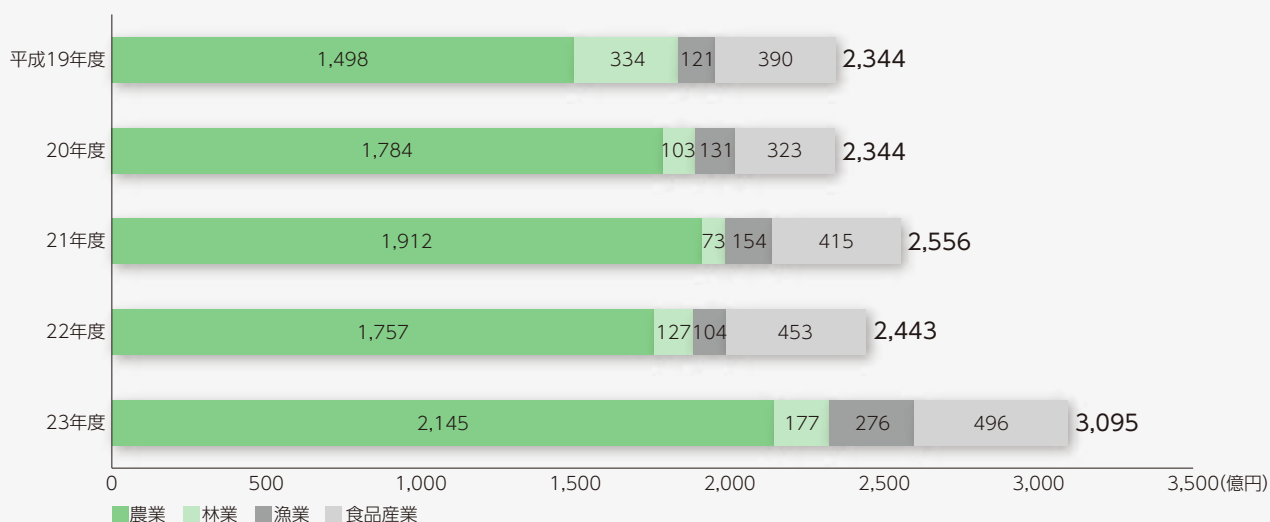
(単位:件、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
無担保融資	245,086 (80.4)	256,390 (80.6)	267,088 (78.3)	245,023 (77.0)	215,024 (77.2)
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	59,425 (19.5)	61,659 (19.4)	74,105 (21.7)	73,038 (23.0)
	有価証券	61 (0.0)	44 (0.0)	37 (0.0)	32 (0.0)
	信用保証協会	201 (0.1)	16 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	5 (0.0)	3 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
合計	304,778 (100.0)	318,112 (100.0)	341,231 (100.0)	318,094 (100.0)	278,610 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
 3. ()内は構成比です。
 4. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

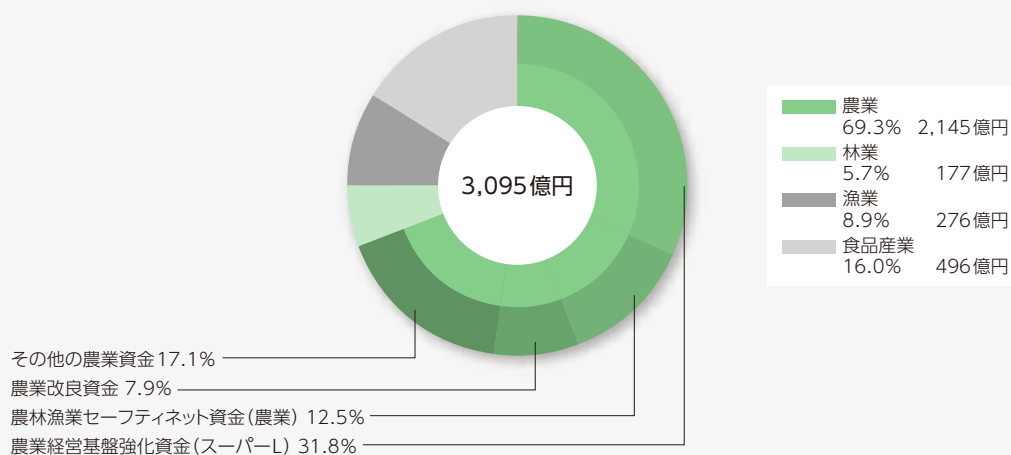
農林水産事業

1 融資実績の推移

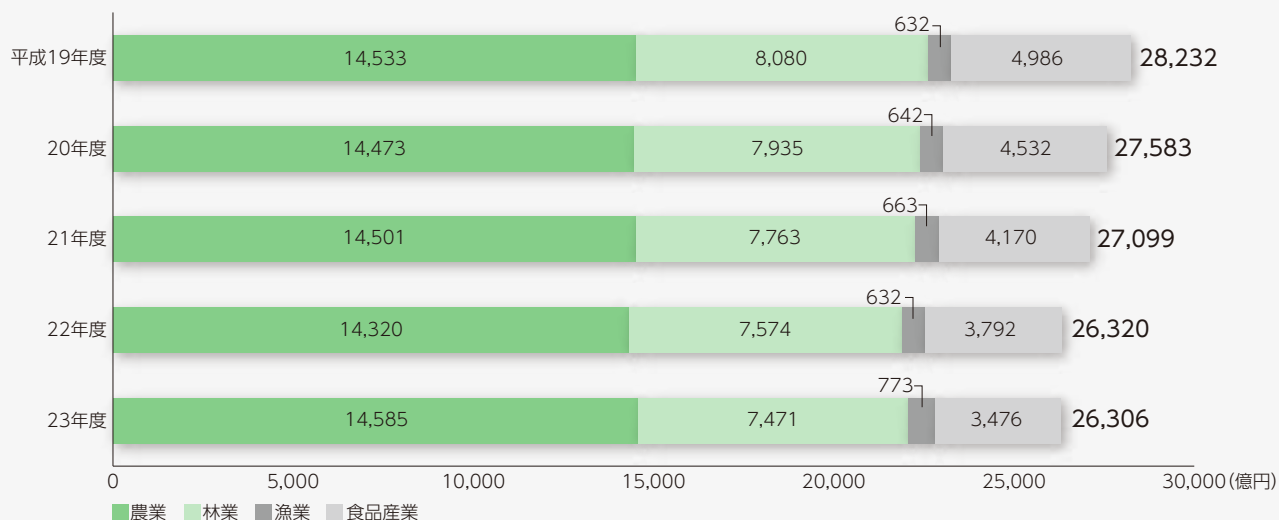


2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成23年度)



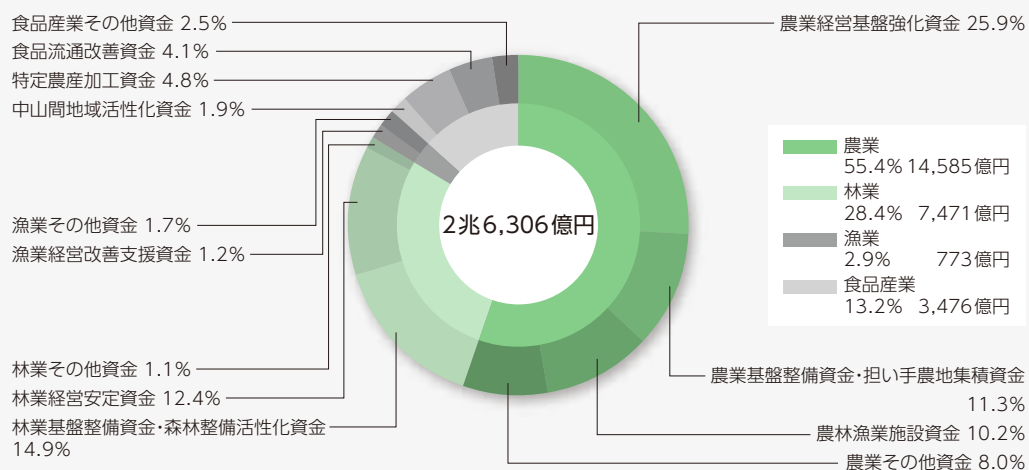
3 融資残高の推移



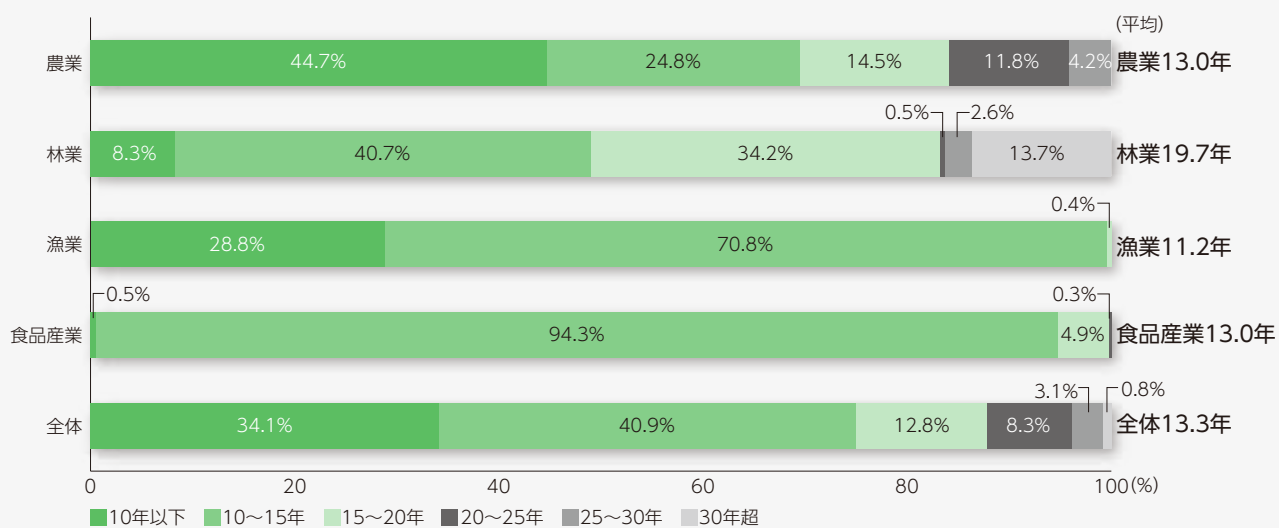
(注)平成19年度までは、農林漁業金融公庫の計数です。

4 融資残高の業種別・資金使途別内訳

▼ 金額 (平成23年度)



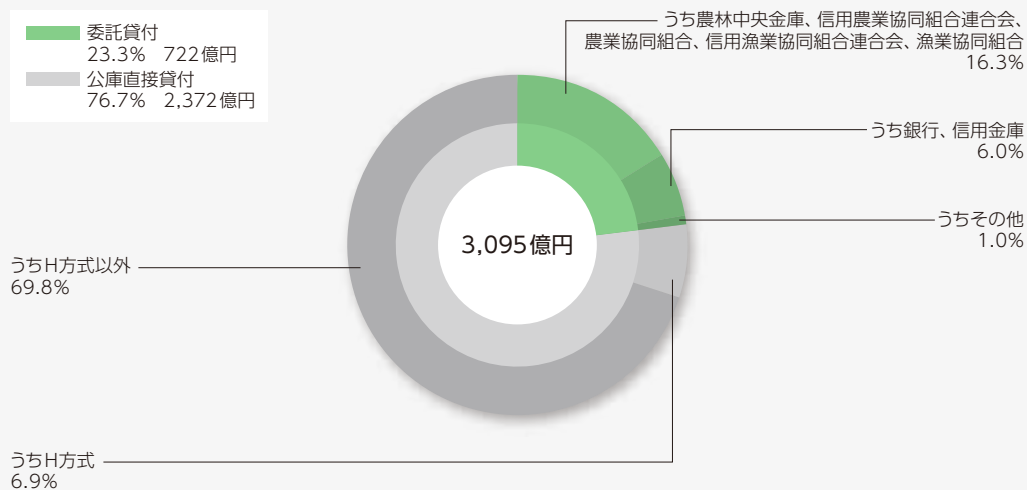
5 償還期間別の融資状況(平成23年度)



(注) 貸付金額により集計しています。

6 取扱金融機関別の融資状況

▼ 金額(平成23年度)

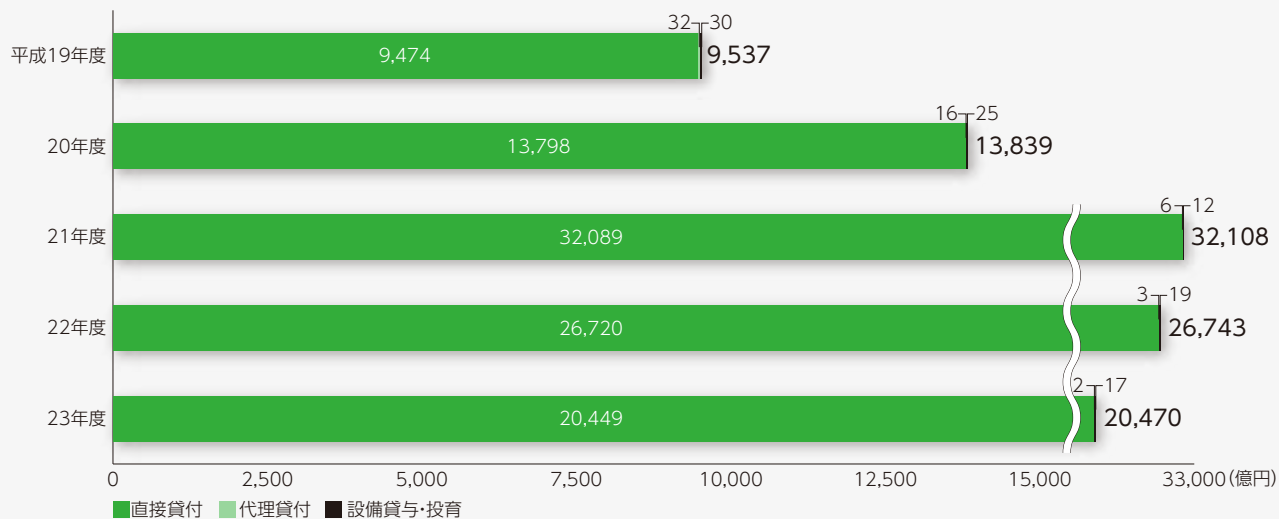


(注) H方式とは、公庫直接貸付の事務の一部を農業協同組合や銀行、信用金庫などに委託する貸付方式です。

中小企業事業

I. 融資業務

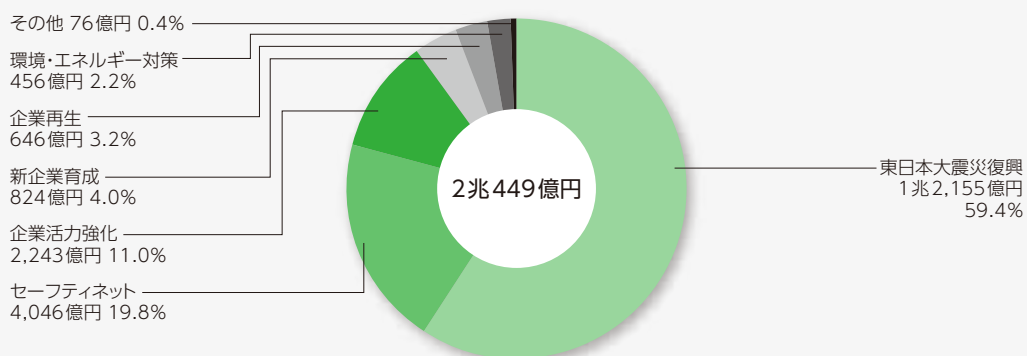
1 融資実績の推移



(注) 平成20年9月までは中小企業金融公庫の計数です。

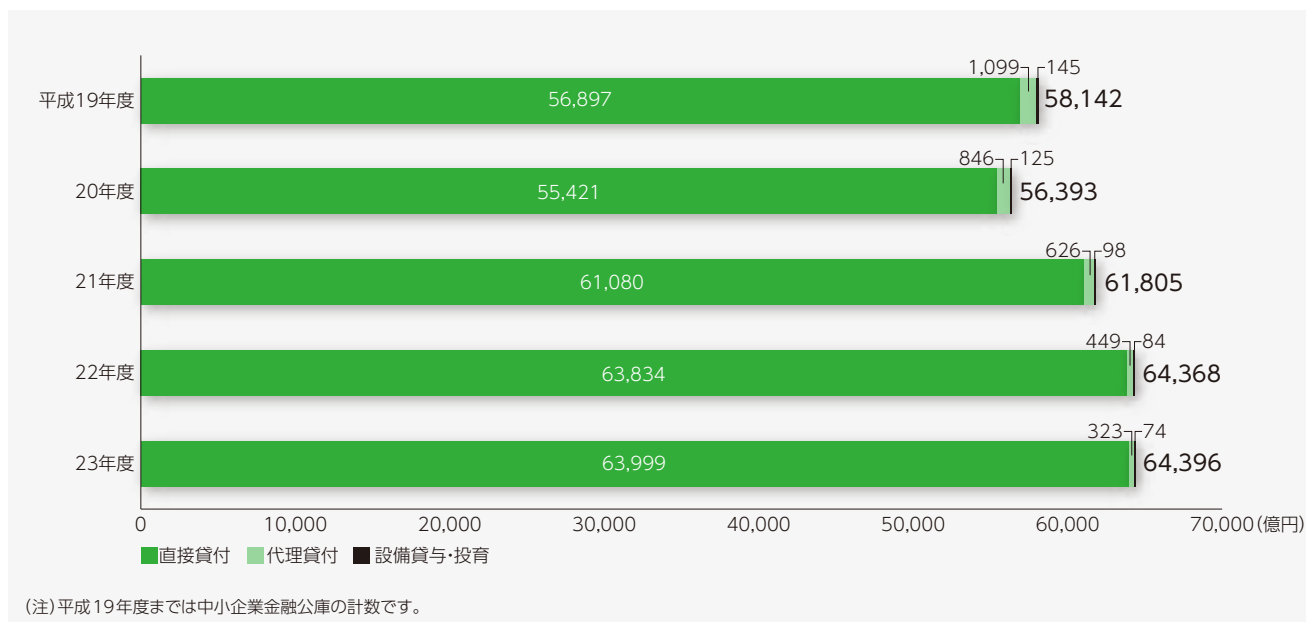
2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成23年度)



(注) 貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
製造業	28,143 (48.5)	27,489 (48.9)	30,073 (48.7)	31,371 (48.8)	31,328 (48.7)
建設業	3,224 (5.6)	2,961 (5.3)	3,281 (5.3)	3,299 (5.1)	3,270 (5.1)
物品販売業	9,142 (15.8)	8,963 (15.9)	10,254 (16.6)	10,890 (16.9)	10,988 (17.1)
運輸・情報通信業	4,999 (8.6)	4,817 (8.6)	5,400 (8.8)	5,689 (8.8)	5,808 (9.0)
サービス業	6,591 (11.4)	6,497 (11.5)	6,547 (10.6)	6,868 (10.7)	6,972 (10.8)
その他	5,898 (10.2)	5,541 (9.8)	6,151 (10.0)	6,164 (9.6)	5,953 (9.3)
合計	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)	64,322 (100.0)

- (注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運転	25,819 (44.5)	26,187 (46.5)	36,009 (58.4)	40,433 (62.9)	42,214 (65.6)
設備	32,177 (55.5)	30,080 (53.5)	25,697 (41.6)	23,850 (37.1)	22,107 (34.4)
合計	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)	64,321 (100.0)

- (注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. ()内は構成比です。

6 融資先企業数

(単位:企業)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
融資先企業数	45,438	44,519	46,139	46,330	46,599

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
2. 直接貸付先数です。

7 1企業あたりの平均融資残高

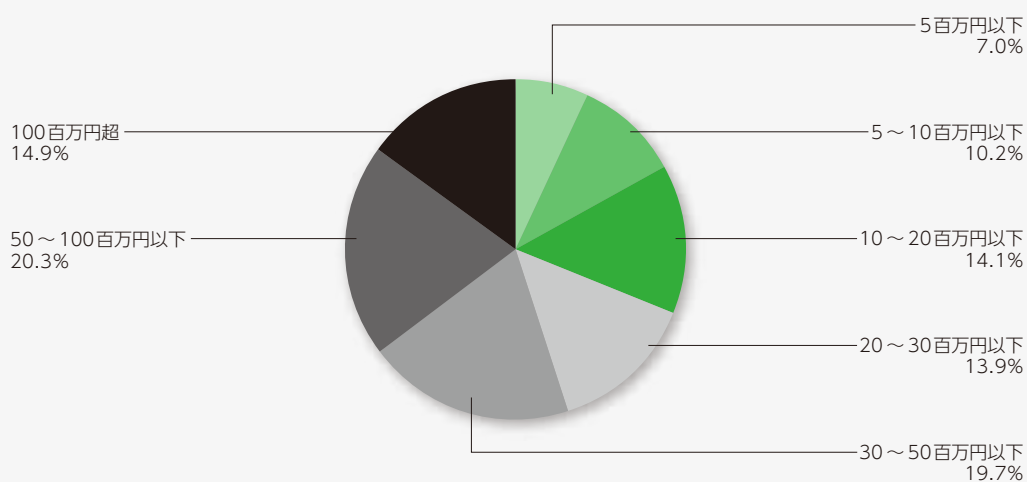
(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1企業あたりの平均融資残高	125	124	132	137	137

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
2. 直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

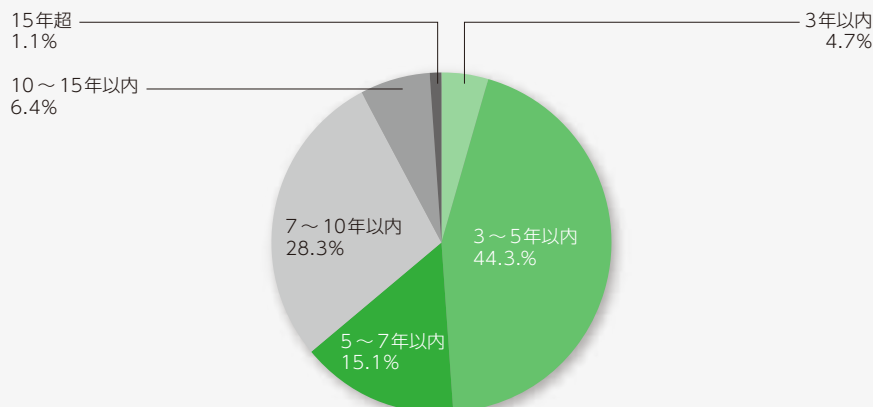
▼ 融資割合(内訳) (平成23年度)



(注) 件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合(内訳) (平成23年度)



(注) 金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

(単位:億円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	161,164	134,399	111,313
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	363,680	356,577	349,136
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	1	1	1
機械類信用保険 ^(注)	1,113	430	198

(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

III. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
貸付債権元本総額			
買取型 ^(注1)	—	33	—
保証型 ^(注2)	—	—	—
信託受益権等保有残高^(注3)、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	28	14	11
保証型(保証債務残高)	165	2	1

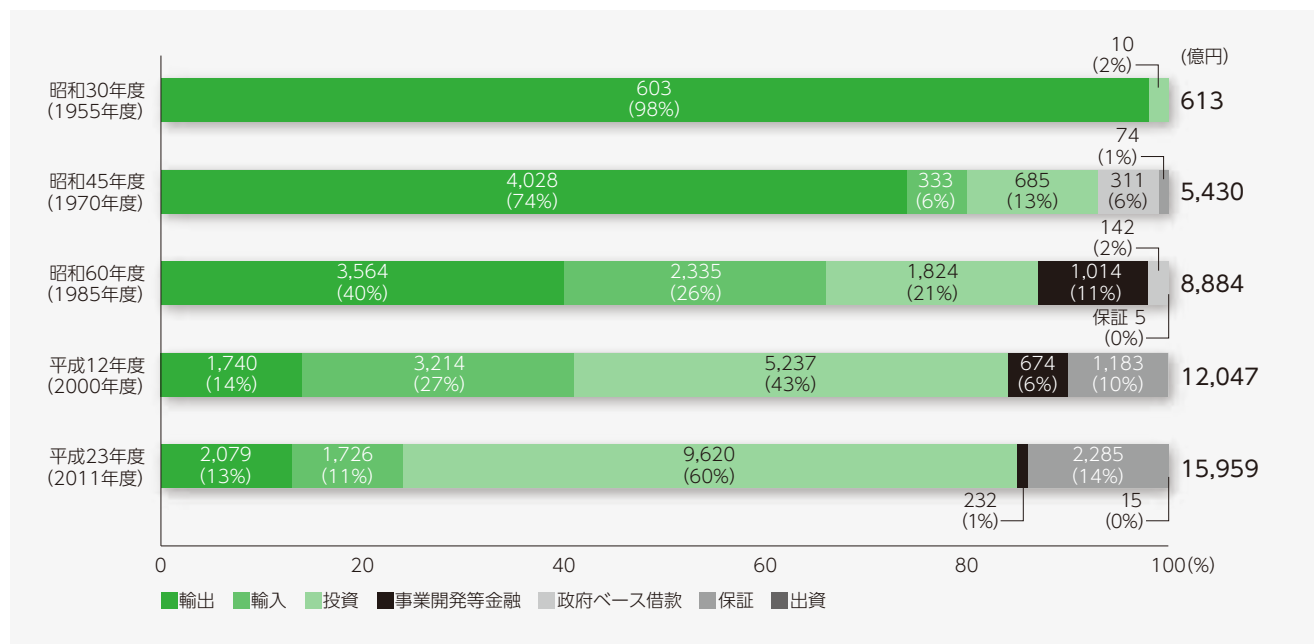
(注1) 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

(注2) 保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

(注3) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

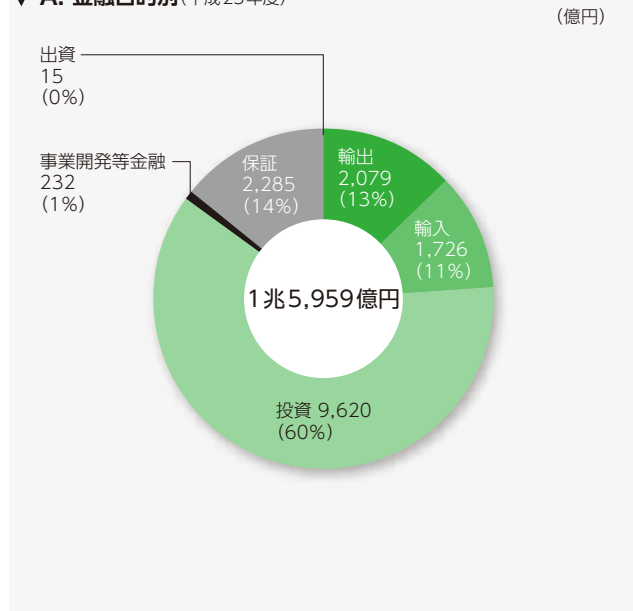
国際協力銀行(JBIC)

1 出融資保証実績の推移(承諾額)

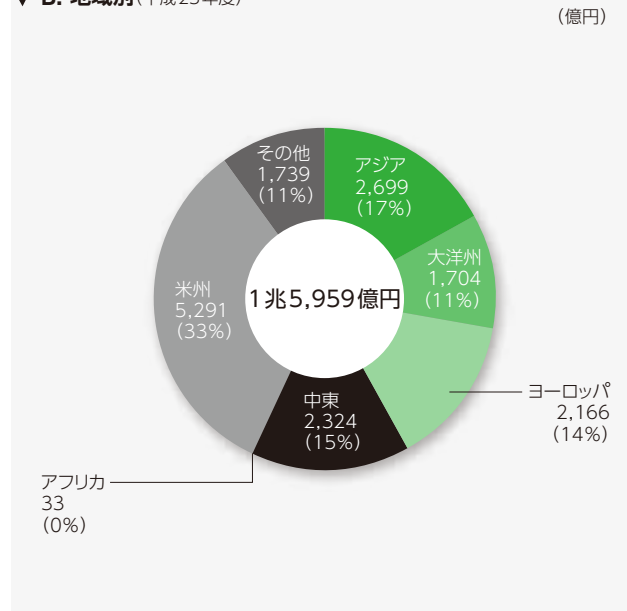


2 出融資保証承諾状況(内訳)

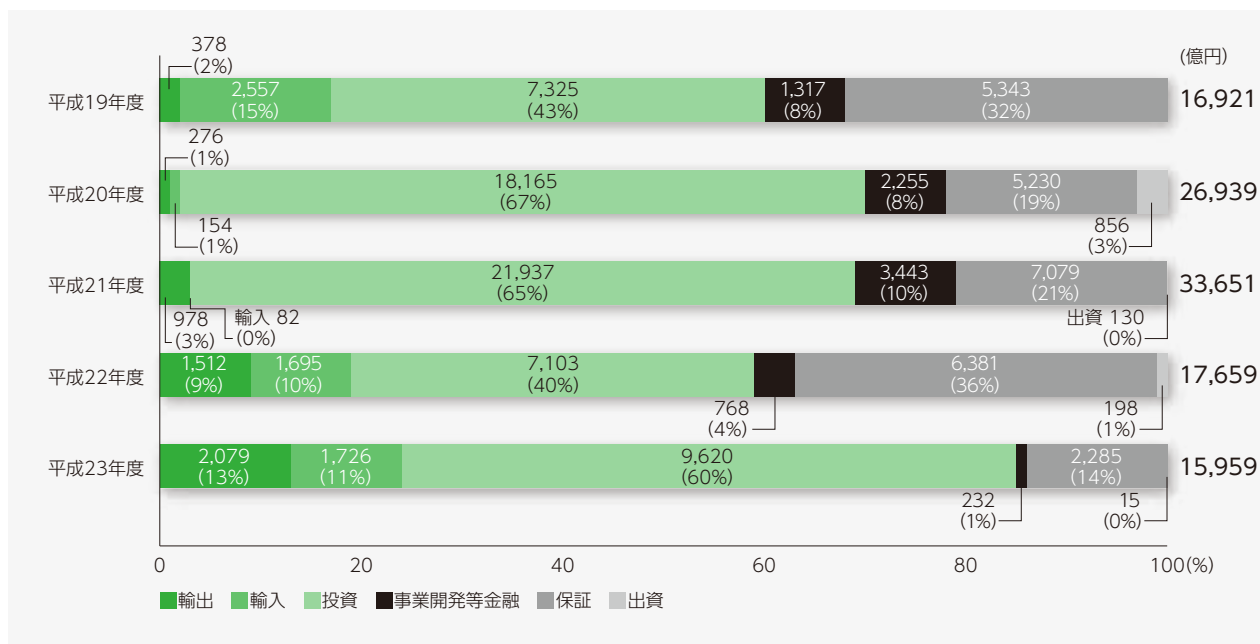
▼ A. 金融目的別 (平成23年度)



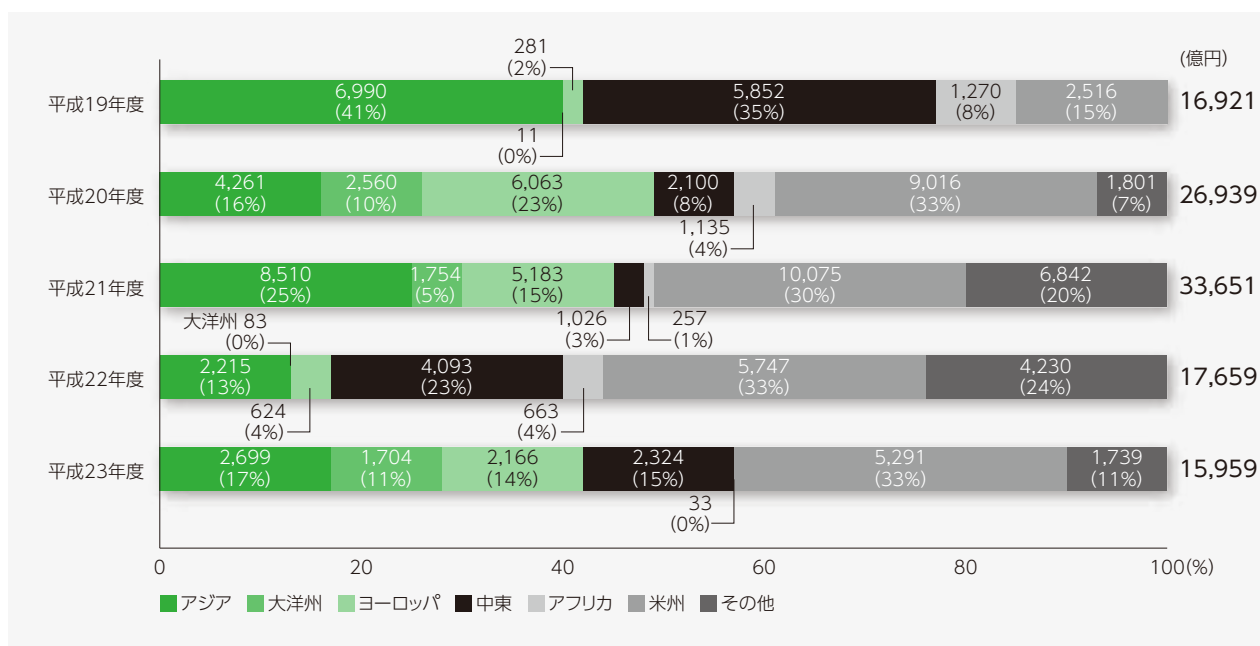
▼ B. 地域別 (平成23年度)



3 金融目的別出融資保証承諾状況推移



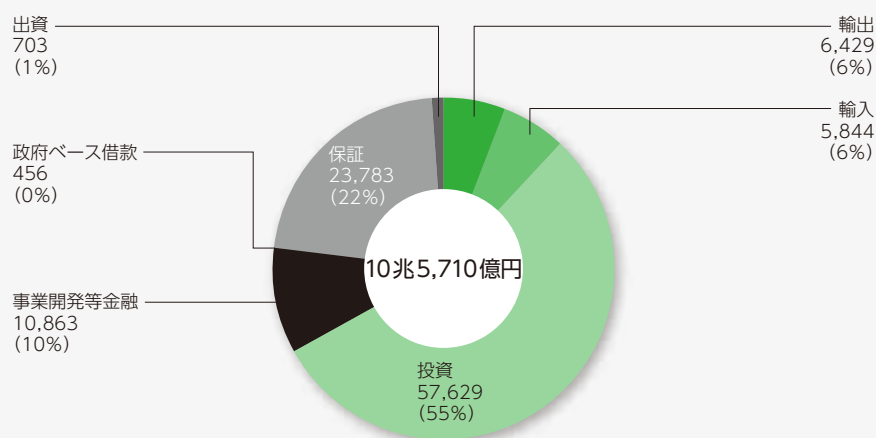
4 地域別出融資保証承諾状況推移



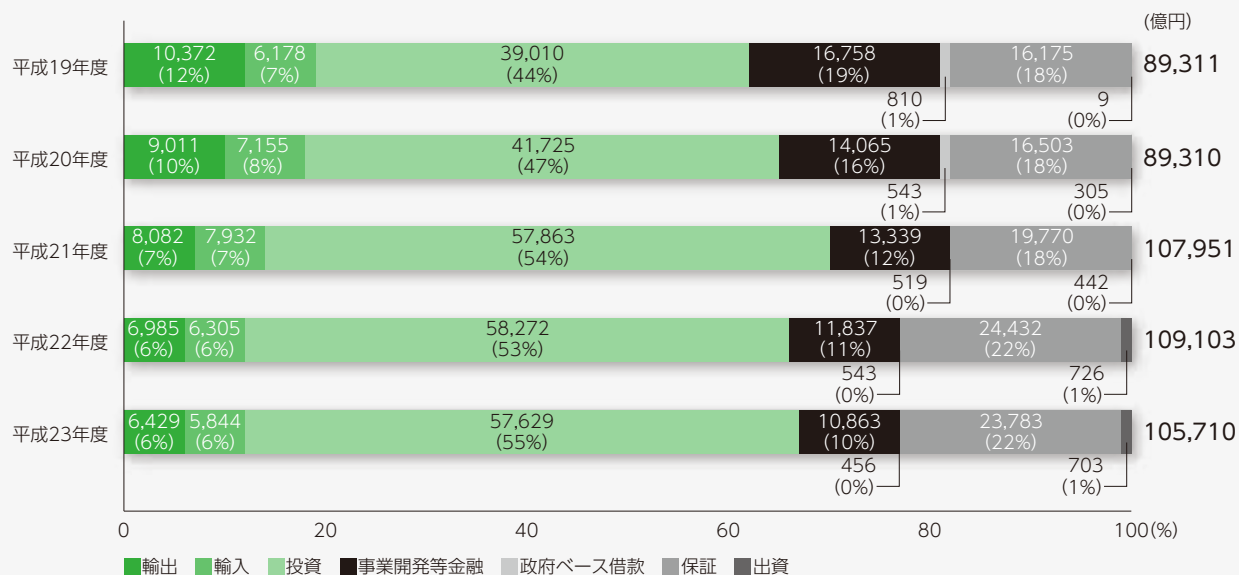
5 金融目的別出融資保証残高状況(内訳)

▼ 残高(内訳) (平成23年度)

(億円)

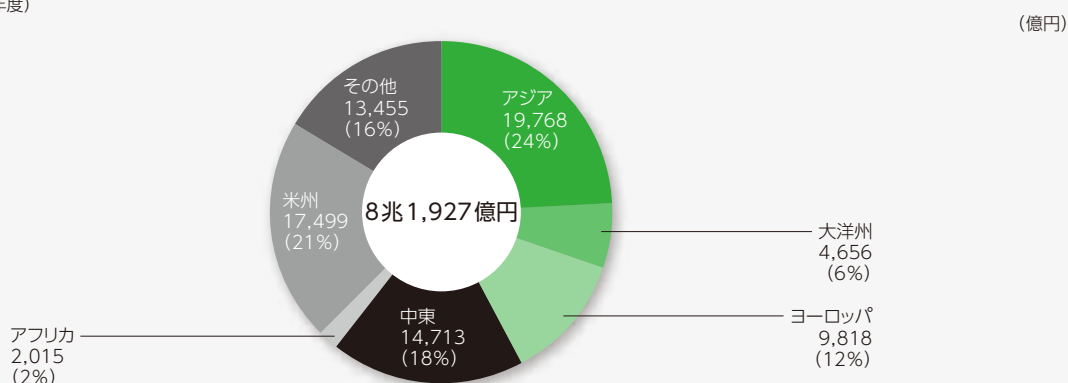


6 金融目的別出融資保証残高状況推移

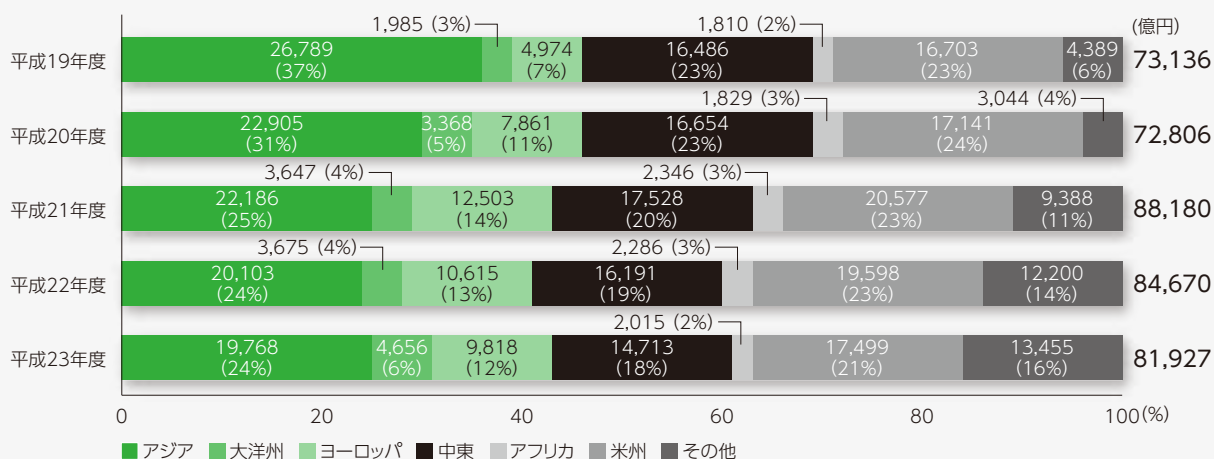


7 地域別出融資残高状況（内訳）

▼ 残高（内訳）（平成23年度）



8 地域別出融資残高状況推移



9 貸付金業種別内訳残高（平成23年度）

(単位:百万円)

業種別	合計	
	件数	貸出額
製造業	101	347,339
鉱業、採石業、砂利採取業	9	210,643
建設業	3	3,383
電気・ガス・熱供給・水道業	5	224,783
情報通信業	1	1,800
運輸業、郵便業	6	51,545
卸売業	20	589,060
金融業、保険業	14	1,334,999
物品賃貸業	34	16,654
学術研究、専門・技術サービス業	1	189
海外円借款、国内店名義現地貸	416	5,338,189
合計	610	8,118,589
うち中小企業向け ^(注)	60	6,647

(注) 中小企業及びその海外現地法人向けの投資金融による融資残高（金融機関向けのツーステップ・ローンの転貸先は除く）です。中小企業とは、資本金または出資金が3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業またはサービス業は5千万円）以下の会社または常雇用する従業員が300人（ただし、卸売業またはサービス業は100人、小売業は50人）以下の会社及び個人です。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534
CP取得	2,998	3,398	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398
CP取得	—	—	—	—
出資	—	300	—	—
利子補給	—	—	3	24

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成24年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2. 損害担保のうち、
 貸付け等の実績は、指定金融機関が平成24年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、日本公庫が平成24年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
 出資(産活法関連)の実績は、日本公庫が補償応諾して指定金融機関が平成24年3月末までに出資を履行した引受金額です。
 3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成23年9月末までに行った貸付け等を対象に、日本公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度
ツーステップ・ローン	200	13

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成24年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再構築等促進円滑化業務の実績

事業再構築等促進円滑化業務は平成23年7月1日に業務を開始しましたが、平成23年度においては貸付実績はありませんでした。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,553,477	借入金	22,211,657
現金	185	借入金	22,211,657
預け金	4,553,291	社債	5,053,582
買現先勘定	615,964	寄託金	37,015
有価証券	552,071	保険契約準備金	1,727,272
国債	473,029	その他負債	424,751
社債	758	未払費用	56,936
株式	2,030	前受収益	54,131
その他の証券	76,253	金融派生商品	1,893
貸出金	29,420,809	リース債務	4,904
証書貸付	29,420,809	その他の負債	306,885
その他資産	999,425	賞与引当金	5,075
前払費用	7,563	役員賞与引当金	22
未収収益	61,026	退職給付引当金	208,269
金融派生商品	894,785	役員退職慰労引当金	120
代理店貸	2,746	補償損失引当金	59,060
その他の資産	33,302	支払承諾	2,381,077
有形固定資産	247,920	負債の部合計	32,107,904
建物	28,770	(純資産の部)	
土地	99,249	資本金	4,366,709
リース資産	2,400	資本剰余金	2,236,239
建設仮勘定	116,290	経営改善資金特別準備金	181,500
その他の有形固定資産	1,210	資本準備金	2,054,739
無形固定資産	11,304	利益剰余金	△ 639,482
ソフトウェア	7,114	利益準備金	774,663
リース資産	2,250	その他利益剰余金	△ 1,414,145
その他の無形固定資産	1,938	繰越利益剰余金	△ 1,414,145
支払承諾見返	2,381,077	株主資本合計	5,963,466
貸倒引当金	△ 531,415	その他有価証券評価差額金	△ 1,825
		繰延ヘッジ損益	181,089
		評価・換算差額等合計	179,263
		純資産の部合計	6,142,730
資産の部合計	38,250,634	負債及び純資産の部合計	38,250,634

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	857,197
資金運用収益	531,419
貸出金利息	472,359
有価証券利息配当金	933
買現先利息	517
預け金利息	4,618
金利スワップ受入利息	52,985
その他の受入利息	5
役務取引等収益	17,753
損害担保補償料	3,411
その他の役務収益	14,342
保険引受収益	253,024
保険料	150,129
責任共有負担金収入	19,588
保険契約準備金戻入額	83,306
政府補給金収入	43,436
一般会計より受入	43,428
特別会計より受入	8
その他経常収益	11,562
償却債権取立益	2,263
その他の経常収益	9,299
経常費用	1,147,627
資金調達費用	291,551
コールマネー利息	122
借入金利息	196,859
社債利息	91,346
その他の支払利息	3,224
役務取引等費用	12,696
損害担保補償金	5,322
その他の役務費用	7,373
保険引受費用	548,958
保険金	676,408
回収金	△ 127,450
その他業務費用	9,233
外国為替売買損	1,242
社債発行費償却	1,407
金融派生商品費用	405
利子補給金	2,440
その他の業務費用	3,737
営業経費	132,747
その他経常費用	152,440
貸倒引当金繰入額	127,054
補償損失引当金繰入額	2,980
貸出金償却	13,834
株式等売却損	198
株式等償却	191
その他の経常費用	8,180
経常損失	290,430
特別利益	227
固定資産処分益	227
特別損失	5,206
固定資産処分損	162
減損損失	451
その他の特別損失	4,592
当期純損失	295,408

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		利益剰余金合計	
資本金		当期首残高	△ 1,126,453
当期首残高	3,352,547	当期変動額	
当期変動額		国庫納付	△ 29,632
新株の発行	1,014,162	資本準備金の取崩(欠損填補)	812,011
当期変動額合計	1,014,162	当期純損失(△)	△ 295,408
当期末残高	4,366,709	当期変動額合計	486,970
資本剰余金		当期末残高	△ 639,482
経営改善資金特別準備金		株主資本合計	
当期首残高	181,500	当期首残高	4,233,444
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	新株の発行	2,055,062
当期末残高	181,500	国庫納付	△ 29,632
資本準備金		当期純損失(△)	△ 295,408
当期首残高	1,825,851	当期変動額合計	1,730,021
当期変動額		当期末残高	5,963,466
新株の発行	1,040,900	評価・換算差額等	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 812,011	その他有価証券評価差額金	
当期変動額合計	228,888	当期首残高	△ 1,665
当期末残高	2,054,739	当期変動額	
資本剰余金合計		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 160
当期首残高	2,007,351	当期変動額合計	△ 160
当期変動額		当期末残高	△ 1,825
新株の発行	1,040,900	繰延ヘッジ損益	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 812,011	当期首残高	157,781
当期変動額合計	228,888	当期変動額	
当期末残高	2,236,239	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,308
利益剰余金		当期変動額合計	23,308
利益準備金		当期末残高	181,089
当期首残高	745,412	評価・換算差額等合計	
当期変動額		当期首残高	156,115
準備金繰入	29,392	当期変動額	
準備金取崩	△ 141	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,148
当期変動額合計	29,250	当期変動額合計	23,148
当期末残高	774,663	当期末残高	179,263
その他利益剰余金		純資産合計	
繰越利益剰余金		当期首残高	4,389,560
当期首残高	△ 1,871,865	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	2,055,062
準備金繰入	△ 29,392	国庫納付	△ 29,632
準備金取崩	141	当期純損失(△)	△ 295,408
国庫納付	△ 29,632	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,148
資本準備金の取崩(欠損填補)	812,011	当期変動額合計	1,753,169
当期純損失(△)	△ 295,408	当期末残高	6,142,730
当期変動額合計	457,719		
当期末残高	△ 1,414,145		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は406,535百万円であります。

国民一般向け業務勘定、農林水産業者向け業務勘定及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定において、債権額から直接減額したもののについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

（責任共有制度における負担金の納付に関する契約の締結）

平成24年2月に信用保証協会と「責任共有制度における負担金の納付に関する契約」を締結したことに伴い、当事業年度より、保険引受収益の内訳科目として「責任共有負担金収入」19,588百万円を計上しております。また、保険契約準備金の算定にあたり、当該責任共有負担金収入について考慮した結果、保険契約準備金が84,948百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額52,278百万円
2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分せずに所有しているものは615,964百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定30,372百万円、農林水産業者向け業務勘定1,879百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定18,458百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、国際協力銀行業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定136,877百万円、農林水産業者向け業務勘定65,833百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定446,022百万円及び国際協力銀行業務勘定101,565百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定41百万円、農林水産業者向け業務勘定1,952百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定5百万円及び国際協力銀行業務勘定176百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定591,233百万円、農林水産業者向け業務勘定35,773百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定74,702百万円及び国際協力銀行業務勘定83,014百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、駐留軍再編促進金融勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定758,525百万円、農林水産業者向け業務勘定105,440百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定539,189百万円及び国際協力銀行業務勘定184,755百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は1,248,717百万円であります。
8. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債5,053,582百万円の一般担保に供しております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 12,833百万円

10. 偶発債務

社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。

第6回国際協力銀行債券	50,000百万円
第8回国際協力銀行債券	60,000百万円
第15回国際協力銀行債券	50,000百万円
第26回国際協力銀行債券	50,000百万円
第28回国際協力銀行債券	50,000百万円
第31回国際協力銀行債券	20,000百万円

11. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(69,629件)	2,512,034百万円
補償損失引当金	59,060百万円
差引額	2,452,973百万円

12. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 6物件	土地、建物	154
その他	遊休資産 25物件	土地、建物、その他の無形固定資産	296

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額 2,450百万円

3. その他の特別損失は、平成23年8月4日に、大手町1丁目第2地区第1種市街地再開発事業A棟(東京都千代田区)に関する独立行政法人都市再生機構との保留床譲渡協定書解消にかかる合意文書締結に伴う違約金として国際協力銀行業務勘定において発生した4,592百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	7,696,424,407,741	2,055,062,000,000	—	9,751,486,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 2,055,062,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

国際協力銀行業務勘定は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱への対処」のために必要な金融を行うことを目的とし、「輸出金融」「輸入金融」「投資金融」「事業開発等金融」「出資」（出資を除き、各々保証を含む。）等を主要な業務として行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金等の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。このように、金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

駐留軍再編促進金融勘定は、当事業年度においては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付け等に関連して必要な業務を行っております。なお、当事業年度においては資金の貸付け、またそれに係る資金調達を行っておりません。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達には財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、以下のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 国際協力銀行業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいたことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務勘定の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

(ロ) 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ト 駐留軍再編促進金融勘定

当業務勘定においては、当事業年度末で資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定が保有する金融資産は現金預け金のみであり、金融負債はないことから、以下のリスクは限定的と考えられます。

(イ) 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定において当事業年度は金融資産・金融負債として保有するものは現金預け金のみであり、市場リスクは限定的と考えられます。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、国からの交付金のみにより安定的な資金を確保しており、また当事業年度までは資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定の流動性リスクは限定的と考えられます。

チ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

リ 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は69,835百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、31,581百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

□ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、3,903百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、5,140百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検証し、融資判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続に活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。債務者区分、資産分類ともに営業部店が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、前述の個別与信管理に加えて、平成17年度から、与信ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では平成16年7月から新たに取り組んでおりますが、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は29,276百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、28,929百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は357百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、533百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 国際協力銀行業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門(営業推進部門)及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF(国際通貨基金)・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク)を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度、及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況を経営陣に対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当業務は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当業務における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当業務は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量（VaR等）を計測しており、当事業年度の当業務における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a VaRの状況(当事業年度末)

① 金利VaR : 941 億円

② 為替VaR : 540 億円

b VaRの計測手法

① 金利VaR : ヒストリカル法

② 為替VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利VaRについてはVaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捕らわれないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。

・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。

・VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

ト 駐留軍再編促進金融業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの交付金により調達した資金については、当座預金で管理し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、資金については当座預金で管理しているため、この金融商品については、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの交付金のみによっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

チ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

リ 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注3)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,553,477	4,554,109	632
(2) 買現先勘定	615,964	615,964	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	473,249	474,568	1,319
その他有価証券	3,795	3,795	—
(4) 貸出金	29,349,617		
貸倒引当金 ^(*)	△494,575		
	28,855,041	29,548,432	693,390
資産計	34,501,527	35,196,869	695,341
(1) 借入金	22,074,835	22,434,621	359,785
(2) 社債	5,053,582	5,196,791	143,208
負債計	27,128,418	27,631,412	502,993
デリバティブ取引 ^(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	892,892	892,892	—
デリバティブ取引計	892,892	892,892	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間(3カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び危機対応円滑化業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金には、変動金利によるものと固定金利によるものがありますが、それぞれ次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回

収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

□ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

該当ありません。

ホ 信用保険等業務勘定

該当ありません。

ヘ 国際協力銀行業務勘定

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フォワード・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ト 駐留軍再編促進金融勘定

該当ありません。

チ 危機対応円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

リ 特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当公庫の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、原則として一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は以下のとおりです。

補償引受残高 2,512,034 百万円

補償損失引当金 59,060 百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」、「資産(4)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	16,988
②社債(特定資産担保証券) ^{(*)2}	538
③その他の証券(信託受益権) ^{(*)2}	2,145
④組合出資金 ^{(*)3}	55,354
⑤証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)4}	71,192
⑥一般会計借入金 ^{(*)5}	131,300
⑦産業投資借入金 ^{(*)6}	5,521
合計	283,041

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券ですが、当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)3 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*)4 挑戦支援資本強化特別制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)5 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)6 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	4,553,291	—	—	—	—	—
買現先勘定	615,964	—	—	—	—	—
有価証券 ^(*)						
満期保有目的の債券	452,196	22	20,983	—	—	—
その他有価証券	—	2,921	878	—	—	—
貸出金 ^(*)	5,002,834	9,295,062	6,489,834	3,262,332	2,787,391	2,158,377
合計	10,624,287	9,298,006	6,511,696	3,262,332	2,787,391	2,158,377

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない424,976百万円は含めておりません。

(注5) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	3,952,963	8,319,744	5,611,052	2,211,313	1,309,327	675,956
社債	1,285,782	1,578,367	1,529,753	372,737	160,000	130,000
合計	5,238,745	9,898,112	7,140,805	2,584,051	1,469,327	805,956

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,091	22,410	1,319
	国債	451,938	451,938	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	219	219	—
	小計	452,157	452,157	—
合計		473,249	474,568	1,319

3. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成24年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	52,278

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	540,655	540,660	△4

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	538
その他	
非上場外国株式	14,958
非上場国内証券	2,325
非上場外国証券	4,926
合計	22,748

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△275,814
年金資産 (B)	67,115
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△208,699
未認識過去勤務債務 (D)	△3,281
未認識数理計算上の差異 (E)	3,711
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△208,269
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△208,269

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	7,192
利息費用	5,449
期待運用収益	△1,343
過去勤務債務の費用処理額	△384
数理計算上の差異の費用処理額	396
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	11,310

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	52,278百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	52,042百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	48百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	2,055,062	—	—
				政府補給金収入	9,162	—	—
				資金の受入 ^(注3)	4,399,013	借入金	22,008,542
				借入金の返済	4,193,341		
				借入金利息の支払	199,948	未払費用	35,241
				資金の預託 ^(注4)	3,805,100	預け金	3,236,900
				資金の払戻	2,339,700		
				社債への被保証 ^(注5)	3,453,761	—	—

(注) 1.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省	政府補給金収入	52百万円
中小企業庁	政府補給金収入	18,894百万円
資源エネルギー庁	政府補給金収入	8百万円
厚生労働省	政府補給金収入	1,522百万円
農林水産省	政府補給金収入	13,796百万円
農林水産省	借入金の返済	9,679百万円

2.増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3.資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4.資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5.社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円62銭
1株当たりの当期純損失金額	0円3銭

(重要な後発事象)

1. 株式会社国際協力銀行の設立

株式会社国際協力銀行法(以下、「新JBIC法」という。))に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下、「新JBIC」という。))が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が新JBICに移管されております。

新JBICの設立に伴う株式は、新JBIC法に従い当公庫が引き受け、当該株式は新JBICの成立時(平成24年4月1日)に当公庫から政府に無償譲渡されております。また同日付で、新JBIC法に従い、当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が新JBICに承継されております。承継される資産及び負債の価額は、新JBIC法上、評価委員が評価した価額によるものとされています。また、新JBICの成立日以降、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る損益が当公庫の損益として計上されないこととなります。なお、当公庫の国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定の状況については、それぞれの勘定の計算書類に示されているとおりです。

2. 株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成24年5月22日開催の取締役会決議により、平成24年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

(1) 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式157,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	157,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	157,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成24年7月4日
資金の使途	漁業者の円滑な資金調達のために実質無担保・無保証人での貸付を行うためのもの

(2) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式59,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	59,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	59,300,000,000円
払込期日	平成24年7月4日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

(3) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式68,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	68,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	68,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成24年7月4日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

国民生活事業 国民一般向け業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	61,744	借入金	5,587,463
現金	180	借入金	5,587,463
預け金	61,563	社債	919,781
貸出金	7,065,592	その他負債	16,744
証書貸付	7,065,592	未払費用	9,928
その他資産	16,308	リース債務	1,934
前払費用	2,108	その他の負債	4,880
未収収益	8,174	賞与引当金	2,880
代理店貸	1,715	役員賞与引当金	5
その他の資産	4,310	退職給付引当金	122,425
有形固定資産	102,330	役員退職慰労引当金	44
建物	18,147	負債の部合計	6,649,344
土地	45,123	(純資産の部)	
リース資産	1,282	資本金	884,893
建設仮勘定	37,117	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	659	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	3,900	利益剰余金	△ 618,705
ソフトウェア	2,698	その他利益剰余金	△ 618,705
リース資産	538	繰越利益剰余金	△ 618,705
その他の無形固定資産	663	株主資本合計	447,687
貸倒引当金	△ 152,844	純資産の部合計	447,687
資産の部合計	7,097,032	負債及び純資産の部合計	7,097,032

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	163,273
資金運用収益	148,345
貸出金利息	148,327
買現先利息	11
預け金利息	6
その他の受入利息	0
役務取引等収益	53
その他の役務収益	53
政府補給金収入	13,952
一般会計より受入	13,952
特別会計より受入	0
その他経常収益	922
償却債権取立益	96
その他の経常収益	826
経常費用	185,000
資金調達費用	41,929
コールマネー利息	31
借用金利息	33,480
社債利息	8,417
その他の支払利息	0
役務取引等費用	1,035
その他の役務費用	1,035
その他業務費用	263
社債発行費償却	263
営業経費	69,362
その他経常費用	72,409
貸倒引当金繰入額	64,699
貸出金償却	7,695
その他の経常費用	14
経常損失	21,726
特別利益	216
固定資産処分益	216
特別損失	438
固定資産処分損	54
減損損失	383
当期純損失	21,948

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	637,848
当期変動額	
新株の発行	247,045
当期変動額合計	247,045
当期末残高	884,893
資本剰余金	
経営改善資金特別準備金	
当期首残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
当期首残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	181,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 596,757
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 21,948
当期変動額合計	△ 21,948
当期末残高	△ 618,705
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 596,757
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 21,948
当期変動額合計	△ 21,948
当期末残高	△ 618,705
株主資本合計	
当期首残高	222,590
当期変動額	
新株の発行	247,045
当期純損失(△)	△ 21,948
当期変動額合計	225,096
当期末残高	447,687
純資産合計	
当期首残高	222,590
当期変動額	
新株の発行	247,045
当期純損失(△)	△ 21,948
当期変動額合計	225,096
当期末残高	447,687

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は266,575百万円であります。

債権額から直接減額したもののについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は30,372百万円、延滞債権額は136,877百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は41百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は591,233百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は758,525百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は9,248百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は919,781百万円）の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,271百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 5物件	土地、建物	146
その他	遊休資産 22物件	土地、建物	236

国民一般向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のブルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	819,348,000,000	247,045,000,000	—	1,066,393,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 247,045,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化の方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

□ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は69,835百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、31,581百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	61,744	61,744	—
(2) 貸出金	7,065,592		
貸倒引当金 ^(*)	△152,644		
	6,912,948	7,050,731	137,782
資産計	6,974,693	7,112,476	137,782
(1) 借入金	5,456,140	5,493,509	37,369
(2) 社債	919,781	932,273	12,492
負債計	6,375,921	6,425,783	49,862

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①一般会計借入金 ^(*)	131,300
②産業投資借入金 ^(*)	23
合計	131,323

(*)1)一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2)産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	61,563	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	1,580,654	2,669,535	1,576,826	649,761	291,391	130,032
合計	1,642,218	2,669,535	1,576,826	649,761	291,391	130,032

(*)1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない167,390百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,762,859	2,538,946	976,516	105,211	63,430	9,200
社債	320,000	385,000	155,000	60,000	—	—
合計	2,082,859	2,923,946	1,131,516	165,211	63,430	9,200

(*)借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	30,000	30,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△160,615
年金資産 (B)	38,599
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△122,016
未認識過去勤務債務 (D)	△1,943
未認識数理計算上の差異 (E)	1,533
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△122,425
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)−(G)	△122,425

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4,091
利息費用	3,173
期待運用収益	△770
過去勤務債務の費用処理額	△217
数理計算上の差異の費用処理額	122
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6,398

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	247,045	—	—
				政府補給金収入	8,829	—	—
				資金の受入 ^(注3)	1,560,000	借入金	5,456,163
				借入金の返済	1,815,568		
				借入金利息の支払	33,479	未払費用	7,675
				社債への被保証 ^(注4)	569,781	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 3,600百万円

厚生労働省 政府補給金収入 1,522百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円41銭

1株当たりの当期純損失金額 0円2銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

農林水産事業 農林水産業者向け業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	35,058	借入金	2,008,635
現金	1	借入金	2,008,635
預け金	35,056	社債	199,935
買現先勘定	7,999	寄託金	37,015
有価証券	2,030	その他負債	12,817
株式	2,030	未払費用	7,495
貸出金	2,544,475	前受収益	2
証書貸付	2,544,475	リース債務	228
その他資産	17,457	その他の負債	5,090
前払費用	1,680	賞与引当金	540
未収収益	14,029	役員賞与引当金	5
代理店貸	1,031	退職給付引当金	23,204
その他の資産	716	役員退職慰労引当金	27
有形固定資産	35,864	支払承諾	840
建物	2,279	負債の部合計	2,283,022
土地	6,485	(純資産の部)	
リース資産	209	資本金	341,863
建設仮勘定	26,802	利益剰余金	2,655
その他の有形固定資産	87	利益準備金	2,655
無形固定資産	1,835	株主資本合計	344,518
ソフトウェア	1,190		
リース資産	8		
その他の無形固定資産	636		
支払承諾見返	840		
貸倒引当金	△ 18,020	純資産の部合計	344,518
資産の部合計	2,627,541	負債及び純資産の部合計	2,627,541

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	66,280
資金運用収益	50,408
貸出金利息	50,378
買現先利息	9
預け金利息	19
その他の受入利息	0
役務取引等収益	10
その他の役務収益	10
政府補給金収入	13,755
一般会計より受入	13,755
その他経常収益	2,105
償却債権取立益	1,770
その他の経常収益	335
経常費用	66,194
資金調達費用	42,591
コールマネー利息	0
借入金利息	35,826
社債利息	3,673
その他の支払利息	3,090
役務取引等費用	5,036
その他の役務費用	5,036
その他業務費用	111
社債発行費償却	111
営業経費	15,896
その他経常費用	2,559
貸倒引当金繰入額	2,361
貸出金償却	197
経常利益	85
特別利益	7
固定資産処分益	7
特別損失	93
固定資産処分損	32
減損損失	60
当期純利益	—

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	325,400
当期変動額	
新株の発行	16,463
当期変動額合計	16,463
当期末残高	341,863
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	2,797
当期変動額	
準備金取崩	△ 141
当期変動額合計	△ 141
当期末残高	2,655
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 141
当期変動額	
準備金取崩	141
当期純利益	—
当期変動額合計	141
当期末残高	—
利益剰余金合計	
当期首残高	2,655
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,655
株主資本合計	
当期首残高	328,055
当期変動額	
新株の発行	16,463
当期純利益	—
当期変動額合計	16,463
当期末残高	344,518
純資産合計	
当期首残高	328,055
当期変動額	
新株の発行	16,463
当期純利益	—
当期変動額合計	16,463
当期末残高	344,518

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,843百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 関係会社の株式総額2,030百万円
- 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,999百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,879百万円、延滞債権額は65,833百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,952百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,773百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,440百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することとせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は75,555百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は199,935百万円）の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,333百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
その他	遊休資産 3物件	土地、建物、その他の無形固定資産	60

農林水産業者向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	325,400,000,000	16,463,000,000	—	341,863,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 16,463,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされており、

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は、3,903百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、5,140百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	35,058	35,057	△0
(2) 買現先勘定	7,999	7,999	—
(3) 貸出金	2,544,475		
貸倒引当金 ^(*)	△17,986		
	2,526,488	2,692,983	166,494
資産計	2,569,546	2,736,041	166,494
(1) 借入金	2,008,635	2,092,946	84,311
(2) 社債	199,935	210,524	10,589
(3) 寄託金	37,015	30,361	△6,653
負債計	2,245,586	2,333,833	88,246

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*)	2,030

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	35,056	—	—	—	—	—
買現先勘定	7,999	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	243,309	453,269	363,038	293,641	349,368	769,397
合計	286,366	453,269	363,038	293,641	349,368	769,397

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない72,449百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	165,101	348,568	348,327	289,824	321,687	535,127
社債	25,000	39,000	26,000	—	—	110,000
寄託金	—	—	—	499	2,822	33,693
合計	190,101	387,568	374,327	290,324	324,509	678,820

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成24年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	21,110	21,110	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△30,856
年金資産 (B)	7,648
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△23,208
未認識過去勤務債務 (D)	△190
未認識数理計算上の差異 (E)	194
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△23,204
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△23,204

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	807
利息費用	611
期待運用収益	△153
過去勤務債務の費用処理額	△21
数理計算上の差異の費用処理額	21
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	1,265

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,794百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	48百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	16,463	—	—
				資金の受入 ^(注3)	202,800	借入金	1,936,820
				借入金の返済	246,939		
				借入金利息の支払	38,916	未払費用	5,606
				資金の預託 ^(注4)	6,500	預け金	6,500
				資金の払戻	6,500		
				社債への被保証 ^(注5)	25,983	—	—

- (注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
農林水産省 政府補給金収入 13,755百万円
借入金の返済 9,679百万円
2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
3. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	1,400	寄託金	37,015
				寄託金の返還	2,119		

- (注) 1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円00銭
1株当たりの当期純利益金額	0円

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集
当公庫は、平成24年5月22日開催の取締役会決議により、平成24年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。
株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式157,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	157,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	157,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成24年7月4日
資金の使途	漁業者の円滑な資金調達のために実質無担保・無保証人での貸付を行うためのもの

中小企業事業 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	51,337	借入金	3,944,508
現金	2	借入金	3,944,508
預け金	51,334	社債	1,555,229
有価証券	1,732	その他負債	13,509
社債	219	未払費用	9,148
その他の証券	1,512	前受収益	1
貸出金	6,284,823	リース債務	1,935
証書貸付	6,284,823	その他の負債	2,423
その他資産	8,987	賞与引当金	962
前払費用	1,995	役員賞与引当金	4
未収収益	4,891	退職給付引当金	40,778
その他の資産	2,100	役員退職慰労引当金	17
有形固定資産	51,640	支払承諾	185
建物	4,578	負債の部合計	5,555,195
土地	12,459	(純資産の部)	
リース資産	590	資本金	1,039,985
建設仮勘定	33,843	利益剰余金	△ 429,717
その他の有形固定資産	168	その他利益剰余金	△ 429,717
無形固定資産	2,996	繰越利益剰余金	△ 429,717
ソフトウェア	1,498	株主資本合計	610,267
リース資産	1,254		
その他の無形固定資産	243		
支払承諾見返	185		
貸倒引当金	△ 236,239	純資産の部合計	610,267
資産の部合計	6,165,463	負債及び純資産の部合計	6,165,463

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	123,380
資金運用収益	107,497
貸出金利息	107,463
有価証券利息配当金	20
買現先利息	1
預け金利息	11
役務取引等収益	31
その他の役務収益	31
政府補給金収入	14,703
一般会計より受入	14,694
特別会計より受入	8
その他経常収益	1,148
償却債権取立益	152
その他の経常収益	996
経常費用	150,825
資金調達費用	44,939
コールマネー利息	90
借用金利息	27,452
社債利息	17,395
役務取引等費用	125
その他の役務費用	125
その他業務費用	301
社債発行費償却	292
その他の業務費用	8
営業経費	26,543
その他経常費用	78,915
貸倒引当金繰入額	72,235
貸出金償却	5,941
株式等償却	178
その他の経常費用	559
経常損失	27,444
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	52
固定資産処分損	44
減損損失	8
当期純損失	27,497

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	768,035
当期変動額	
新株の発行	271,950
当期変動額合計	271,950
当期末残高	1,039,985
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 402,219
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 27,497
当期変動額合計	△ 27,497
当期末残高	△ 429,717
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 402,219
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 27,497
当期変動額合計	△ 27,497
当期末残高	△ 429,717
株主資本合計	
当期首残高	365,815
当期変動額	
新株の発行	271,950
当期純損失(△)	△ 27,497
当期変動額合計	244,452
当期末残高	610,267
純資産合計	
当期首残高	365,815
当期変動額	
新株の発行	271,950
当期純損失(△)	△ 27,497
当期変動額合計	244,452
当期末残高	610,267

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は120,883百万円であります。

債権額から直接減額したもののについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は18,458百万円、延滞債権額は446,022百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は74,702百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は539,189百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は35,184百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は1,555,229百万円）の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,237百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定に

において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

(損益計算書関係)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1 物件	建物	8

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループは、各資産を各々独立した単位としております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	768,035,000,000	271,950,000,000	—	1,039,985,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 271,950,000,000 株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定のある債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続に活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。債務者区分、資産分類ともに営業部店が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、前述の個別与信管理に加えて、平成17年度から、与信ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、平成16年7月から新たに取り組んでおりますが、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

□ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は29,276百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、28,929百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	51,337	51,337	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	219	219	—
(3) 貸出金	6,213,631		
貸倒引当金(*)	△206,288		
	6,007,342	6,250,601	243,259
資産計	6,058,899	6,302,158	243,259
(1) 借入金	3,939,010	3,982,653	43,643
(2) 社債	1,555,229	1,581,727	26,498
負債計	5,494,239	5,564,381	70,142

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」、「資産(3) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	1,512
②証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)2}	71,192
③産業投資借入金 ^{(*)3}	5,498
合計	78,203

(*)1 その他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化されたその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	51,334	—	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2} 満期保有目的の債券	196	22	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,382,089	2,204,432	1,404,433	654,623	314,886	242,208
合計	1,433,621	2,204,455	1,404,433	654,623	314,886	242,208

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない82,148百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	921,147	1,585,747	805,277	354,856	277,480	—
社債	386,000	530,000	470,000	90,000	80,000	—
合計	1,307,147	2,115,747	1,275,277	444,856	357,480	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	219	219	—

2. その他有価証券(平成24年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他 非上場国内証券	1,512

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△54,599
年金資産 (B)	13,593
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△41,005
未認識過去勤務債務 (D)	△1,075
未認識数理計算上の差異 (E)	1,302
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△40,778
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△40,778

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1,451
利息費用	1,079
期待運用収益	△273
過去勤務債務の費用処理額	△134
数理計算上の差異の費用処理額	149
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2,272

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 (注2)	271,950	—	—
				資金の受入 (注3)	1,050,000	借入金	3,944,508
				借入金の返済	977,456		
				借入金利息の支払	27,452	未払費用	6,452
				社債への被保証 (注4)	1,169,243	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 14,694百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 8百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円58銭

1株当たりの当期純損失金額 0円3銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

中小企業事業 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,291	その他負債	30
現金	0	未払費用	1
預け金	1,291	その他の負債	29
買現先勘定	239	賞与引当金	0
有価証券	22,262	役員賞与引当金	0
国債	21,091	退職給付引当金	9
社債	538	役員退職慰労引当金	0
その他の証券	632	支払承諾	1,725
その他資産	25	負債の部合計	1,766
未収収益	12	(純資産の部)	
その他の資産	12	資本金	24,476
支払承諾見返	1,725	利益剰余金	△ 737
貸倒引当金	△ 39	その他利益剰余金	△ 737
		繰越利益剰余金	△ 737
		株主資本合計	23,738
		純資産の部合計	23,738
資産の部合計	25,505	負債及び純資産の部合計	25,505

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	591
資金運用収益	347
有価証券利息配当金	345
買現先利息	0
預け金利息	1
役務取引等収益	25
その他の役務収益	25
その他経常収益	218
貸倒引当金戻入益	193
その他の経常収益	25
経常費用	87
役務取引等費用	24
その他の役務費用	24
その他業務費用	6
社債発行費償却	0
その他の業務費用	6
営業経費	43
その他経常費用	12
株式等償却	12
経常利益	503
当期純利益	503

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	24,476
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	24,476
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 1,240
当期変動額	
当期純利益	503
当期変動額合計	503
当期末残高	△ 737
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 1,240
当期変動額	
当期純利益	503
当期変動額合計	503
当期末残高	△ 737
株主資本合計	
当期首残高	23,235
当期変動額	
当期純利益	503
当期変動額合計	503
当期末残高	23,738
純資産合計	
当期首残高	23,235
当期変動額	
当期純利益	503
当期変動額合計	503
当期末残高	23,738

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは239百万円です。
2. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定においては社債は発行していません。
3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数 (単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	—	—	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。
また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されていません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性の高いものに限定されております。
当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。
当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、以下のリスクがあります。
 - イ 信用リスク
当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。
 - ロ 市場リスク
当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。
 - ハ 流動性リスク
当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。
なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。
当業務のリスク管理体制は次のとおりです。
 - イ 信用リスクの管理
当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

□ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は357百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、533百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	1,291	1,291	—
(2)買現先勘定	239	239	—
(3)有価証券 満期保有目的の債券	21,091	22,410	1,319
資産計	22,622	23,941	1,319

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間(3カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券) ^{(*)1}	538
②その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	632
③クレジット・デフォルト・スワップ ^{(*)2}	—
合計	1,171

(*)1 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照しており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	1,291	—	—	—	—	—
買現先勘定	239	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	—	—	20,983	—	—	—
合計	1,531	—	20,983	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,091	22,410	1,319

2. その他有価証券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	750	750	－

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	538
その他 非上場国内証券	632
合計	1,171

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△16
年金資産 (B)	3
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△13
未認識過去勤務債務 (D)	△2
未認識数理計算上の差異 (E)	5
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△9
前払年金費用 (G)	－
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△9

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	0
利息費用	0
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	－
退職給付費用	1

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円96銭
1株当たりの当期純利益金額 0円2銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

中小企業事業 信用保険等業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,441,356	保険契約準備金	1,727,272
現金	0	その他負債	1,605
預け金	3,441,356	未払費用	19
その他資産	28,684	リース債務	669
前払費用	1,528	その他の負債	916
未収収益	613	賞与引当金	180
その他の資産	26,543	役員賞与引当金	0
有形固定資産	20,658	退職給付引当金	9,035
建物	537	役員退職慰労引当金	6
土地	1,299	負債の部合計	1,738,101
リース資産	295	(純資産の部)	
建設仮勘定	18,513	資本剰余金	2,054,739
その他の有形固定資産	12	資本準備金	2,054,739
無形固定資産	784	利益剰余金	△ 301,357
ソフトウェア	47	その他利益剰余金	△ 301,357
リース資産	341	繰越利益剰余金	△ 301,357
その他の無形固定資産	394	株主資本合計	1,753,382
		純資産の部合計	1,753,382
資産の部合計	3,491,484	負債及び純資産の部合計	3,491,484

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	256,830
資金運用収益	3,469
有価証券利息配当金	105
買現先利息	1
預け金利息	3,362
保険引受収益	253,024
保険料	150,129
責任共有負担金収入	19,588
保険契約準備金戻入額	83,306
その他経常収益	336
その他の経常収益	336
経常費用	558,160
保険引受費用	548,958
保険金	676,408
回収金	△ 127,450
営業経費	5,194
その他経常費用	4,007
その他の経常費用	4,007
経常損失	301,329
特別損失	27
固定資産処分損	27
当期純損失	301,357

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,825,851
当期変動額	
新株の発行	1,040,900
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 812,011
当期変動額合計	228,888
当期末残高	2,054,739
資本剰余金合計	
当期首残高	1,825,851
当期変動額	
新株の発行	1,040,900
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 812,011
当期変動額合計	228,888
当期末残高	2,054,739
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 812,011
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	812,011
当期純損失(△)	△ 301,357
当期変動額合計	510,654
当期末残高	△ 301,357
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 812,011
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	812,011
当期純損失(△)	△ 301,357
当期変動額合計	510,654
当期末残高	△ 301,357
株主資本合計	
当期首残高	1,013,839
当期変動額	
新株の発行	1,040,900
当期純損失(△)	△ 301,357
当期変動額合計	739,542
当期末残高	1,753,382
純資産合計	
当期首残高	1,013,839
当期変動額	
新株の発行	1,040,900
当期純損失(△)	△ 301,357
当期変動額合計	739,542
当期末残高	1,753,382

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～47年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

（責任共有制度における負担金の納付に関する契約の締結）

平成24年2月に信用保証協会と「責任共有制度における負担金の納付に関する契約」を締結したことに伴い、当事業年度より、保険引受収益の内訳科目として「責任共有負担金収入」19,588百万円を計上しております。また、保険契約準備金の算定にあたり、当該責任共有負担金収入について考慮した結果、保険契約準備金が84,948百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、信用保険等業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 358百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余金があるときは、その剰余金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

その他の経常費用には、保険料の返還金3,969百万円が含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,162,377,407,741	1,040,900,000,000	—	5,203,277,407,741

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 1,040,900,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、以下のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	3,441,356	3,441,988	632

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	3,441,356	—	—	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△11,973
年金資産 (B)	3,019
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△8,954
未認識過去勤務債務 (D)	△141
未認識数理計算上の差異 (E)	59
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△9,035
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△9,035

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	282
利息費用	237
期待運用収益	△61
過去勤務債務の費用処理額	△17
数理計算上の差異の費用処理額	17
その他(臨時に支払った割増退職金等)	－
退職給付費用	458

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	1,040,900	－	－
				資金の預託 ^(注2)	3,798,600	預け金	3,230,400
				資金の払戻	2,333,200		

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円33銭
1株当たりの当期純損失金額 0円6銭

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成24年5月22日開催の取締役会決議により、平成24年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式59,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	59,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	59,300,000,000円
払込期日	平成24年7月4日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

国際協力銀行 国際協力銀行業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	685,678	借入金	5,255,489
現金	0	借入金	5,255,489
預け金	685,678	社債	2,378,637
買現先勘定	602,725	その他負債	372,934
有価証券	74,108	未払費用	28,923
その他の証券	74,108	前受収益	47,745
貸出金	8,110,356	金融派生商品	1,893
証書貸付	8,110,356	リース債務	135
その他資産	927,190	デリバティブ取引受入担保金	293,090
前払費用	250	その他の負債	1,146
未収収益	31,856	賞与引当金	496
金融派生商品	894,785	役員賞与引当金	6
その他の資産	296	退職給付引当金	12,481
有形固定資産	37,425	役員退職慰労引当金	24
建物	3,227	支払承諾	2,378,325
土地	33,881	負債の部合計	10,398,395
リース資産	22	(純資産の部)	
建設仮勘定	13	資本金	1,291,000
その他の有形固定資産	281	利益剰余金	824,522
無形固定資産	1,642	利益準備金	772,006
ソフトウェア	1,535	その他利益剰余金	52,515
リース資産	107	繰越利益剰余金	52,515
支払承諾見返	2,378,325	株主資本合計	2,115,522
貸倒引当金	△ 124,271	その他有価証券評価差額金	△ 1,825
		繰延ヘッジ損益	181,089
		評価・換算差額等合計	179,263
		純資産の部合計	2,294,786
資産の部合計	12,693,182	負債及び純資産の部合計	12,693,182

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	201,695
資金運用収益	176,852
貸出金利息	122,206
有価証券利息配当金	75
買現先利息	491
預け金利息	1,088
金利スワップ受入利息	52,985
その他の受入利息	5
役務取引等収益	14,221
その他の役務収益	14,221
その他経常収益	10,621
貸倒引当金戻入益	10,146
償却債権取立益	244
その他の経常収益	230
経常費用	144,588
資金調達費用	118,110
借入金利息	56,117
社債利息	61,859
その他の支払利息	133
役務取引等費用	1,105
その他の役務費用	1,105
その他業務費用	6,110
外国為替売買損	1,242
社債発行費償却	739
金融派生商品費用	405
その他の業務費用	3,723
営業経費	15,662
その他経常費用	3,598
株式等売却損	198
その他の経常費用	3,400
経常利益	57,107
特別利益	3
固定資産処分益	3
特別損失	4,594
固定資産処分損	2
その他の特別損失	4,592
当期純利益	52,515

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		繰延ヘッジ損益	
資本金		当期首残高	157,781
当期首残高	1,091,000	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,308
新株の発行	200,000	当期変動額合計	23,308
当期変動額合計	200,000	当期末残高	181,089
当期末残高	1,291,000	評価・換算差額等合計	
利益剰余金		当期首残高	156,115
利益準備金		当期変動額	
当期首残高	742,615	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,148
当期変動額		当期変動額合計	23,148
準備金繰入	29,391	当期末残高	179,263
当期変動額合計	29,391	純資産合計	
当期末残高	772,006	当期首残高	2,048,513
その他利益剰余金		当期変動額	
繰越利益剰余金		新株の発行	200,000
当期首残高	58,783	国庫納付	△ 29,391
当期変動額		当期純利益	52,515
準備金繰入	△ 29,391	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,148
国庫納付	△ 29,391	当期変動額合計	246,272
当期純利益	52,515	当期末残高	2,294,786
当期変動額合計	△ 6,267		
当期末残高	52,515		
利益剰余金合計			
当期首残高	801,398		
当期変動額			
国庫納付	△ 29,391		
当期純利益	52,515		
当期変動額合計	23,124		
当期末残高	824,522		
株主資本合計			
当期首残高	1,892,398		
当期変動額			
新株の発行	200,000		
国庫納付	△ 29,391		
当期純利益	52,515		
当期変動額合計	223,124		
当期末残高	2,115,522		
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	△ 1,665		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 160		
当期変動額合計	△ 160		
当期末残高	△ 1,825		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,232百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協

会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社への出資総額50,248百万円
- 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分せずに所有しているものは602,725百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また延滞債権額は101,565百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は176百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は83,014百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は184,755百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は1,128,729百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、国際協力銀行業務勘定の発行する社債は2,378,637百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,631百万円
- 偶発債務
社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。
第6回国際協力銀行債券 50,000百万円
第8回国際協力銀行債券 60,000百万円
第15回国際協力銀行債券 50,000百万円
第26回国際協力銀行債券 50,000百万円
第28回国際協力銀行債券 50,000百万円
第31回国際協力銀行債券 20,000百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

- 関係会社との取引による費用
その他経常取引に係る費用総額 2,450百万円
- その他の特別損失は、平成23年8月4日に、大手町1丁目第2地区第1種市街地再開発事業A棟(東京都千代田区)に関する独立行政法人都市再生機構との保留床譲渡協定書解消にかかる合意文書締結に伴う違約金として国際協力銀行業務勘定において発生した4,592百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,091,000,000,000	200,000,000,000	—	1,291,000,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 200,000,000,000株

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱への対処」のために必要な金融を行うことを目的とし、「輸出金融」「輸入金融」「投資金融」「事業開発等金融」「出資」（出資を除き、各々保証を含む。）等を主要な業務として行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金等の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。このように、金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいたことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務勘定の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況を経営陣に対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当業務は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当業務は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当業務における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当業務は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR等) を計測しており、当事業年度の当業務における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。

a VaRの状況 (当事業年度末)

① 金利 VaR : 941 億円

② 為替 VaR : 540 億円

b VaRの計測手法

① 金利 VaR : ヒストリカル法

② 為替 VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利 VaRについては VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。

・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。

・VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません ((注 2) 参照)。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	685,678	685,678	—
(2) 買現先勘定	602,725	602,725	—
(3) 有価証券 その他有価証券	3,795	3,795	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	8,110,356 △ 117,656		
	7,992,700	8,069,429	76,728
資産計	9,284,900	9,361,629	76,728
(1) 借入金	5,255,489	5,361,694	106,205
(2) 社債	2,378,637	2,472,265	93,628
(3) デリバティブ取引受入担保金	293,090	293,090	—
負債計	7,927,216	8,127,049	199,833
デリバティブ取引 ^{(*)2}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	892,892	892,892	—
デリバティブ取引計	892,892	892,892	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*)2 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間(3カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN(フォワード・レート・ノート)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当業務勘定の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) デリバティブ取引受入担保金

デリバティブ取引受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ及び先物外国為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	14,958
②組合出資金 ^{(*)2}	55,354
合計	70,312

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	685,678	—	—	—	—	—
買現先勘定	602,725	—	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2}						
その他有価証券	—	2,921	878	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,030,849	2,170,354	1,640,783	1,055,416	1,224,854	885,109
合計	2,319,254	2,173,275	1,641,662	1,055,416	1,224,854	885,109

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない102,988百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	337,924	2,049,013	1,976,179	852,533	39,840	—
社債	554,782	624,367	878,753	222,737	80,000	20,000
合計	892,706	2,673,380	2,854,932	1,075,270	119,840	20,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成24年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	50,248

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	213,795	213,800	△4

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	
非上場外国株式	14,958
非上場国内証券	180
非上場外国証券	4,926

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△17,310
年金資産 (B)	4,163
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△13,147
未認識過去勤務債務 (D)	73
未認識数理計算上の差異 (E)	592
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△12,481
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△12,481

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	540
利息費用	339
期待運用収益	△82
過去勤務債務の費用処理額	8
数理計算上の差異の費用処理額	83
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	888

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 50,248百万円
 持分法を適用した場合の投資の金額 50,248百万円
 持分法を適用した場合の投資利益の金額 ありません。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	200,000	—	—
				資金の受入 ^(注2)	431,423	借入金	5,255,489
				借入金の返済	657,191		
				借入金利息の支払	56,117	未払費用	14,091
				社債への被保証 ^(注3)	1,688,752	—	—

- (注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 1円77銭
1株当たりの当期純利益金額 0円4銭

(重要な後発事象)

株式会社国際協力銀行法(以下、「新JBIC法」という。)に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下、「新JBIC」という。)が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が新JBICに移管されております。
新JBICの設立に伴う株式は、新JBIC法に従い当公庫が引き受け、当該株式は新JBICの成立時(平成24年4月1日)に当公庫から政府に無償譲渡されております。また同日付で、新JBIC法に従い、当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が新JBICに承継されております。承継される資産及び負債の価額は、新JBIC法上、評価委員が評価した価額によるものとされています。また、新JBICの成立日以降、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る損益が当公庫の損益として計上されないこととなります。

国際協力銀行 駐留軍再編促進金融勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	180	その他負債	1
預け金	180	未払費用	1
その他資産	0	その他の負債	0
前払費用	0	賞与引当金	4
その他の資産	0	役員賞与引当金	0
有形固定資産	0	退職給付引当金	116
その他の有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	0
		負債の部合計	123
		(純資産の部)	
		利益剰余金	57
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	57
		繰越利益剰余金	57
		株主資本合計	57
		純資産の部合計	57
資産の部合計	181	負債及び純資産の部合計	181

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	271
政府補給金収入	271
一般会計より受入	271
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	214
役務取引等費用	45
その他の役務費用	45
営業経費	168
経常利益	57
当期純利益	57

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	—
当期変動額	
準備金繰入	0
当期変動額合計	0
当期末残高	0
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	241
当期変動額	
準備金繰入	△ 0
国庫納付	△ 240
当期純利益	57
当期変動額合計	△ 183
当期末残高	57
利益剰余金合計	
当期首残高	241
当期変動額	
国庫納付	△ 240
当期純利益	57
当期変動額合計	△ 183
当期末残高	57
株主資本合計	
当期首残高	241
当期変動額	
国庫納付	△ 240
当期純利益	57
当期変動額合計	△ 183
当期末残高	57
純資産合計	
当期首残高	241
当期変動額	
国庫納付	△ 240
当期純利益	57
当期変動額合計	△ 183
当期末残高	57

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

その他 2年～20年

2 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、駐留軍再編促進金融勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務（以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされており、

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、当事業年度においては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付け等に関連して必要な業務を行っております。なお、当事業年度においては資金の貸付け、またそれに係る資金調達を行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、当業務勘定においては、当事業年度末で資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定が保有する金融資産は現金預け金のみであり、金融負債はないことから、以下のリスクは限定的と考えられます。

イ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定において当事業年度は金融資産・金融負債として保有するものは現金預け金のみであり、市場リスクは限定的と考えられます。

ロ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、国からの交付金のみにより安定的な資金を確保しており、また当事業年度までは資金の貸付け等を行っていないことから、当業務勘定の流動性リスクは限定的と考えられます。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの交付金により調達した資金については、当座預金で管理し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、資金については当座預金で管理しているため、この金融商品については、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの交付金のみによっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	180	180	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	180	—	—	—	—	—

（税効果会計関係）

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△161
年金資産 (B)	38
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△122
未認識過去勤務債務 (D)	0
未認識数理計算上の差異 (E)	5
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△116
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)−(G)	△116

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	5
利息費用	3
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	8

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

当業務勘定においては出資金を受け入れておりませんが、政府補給金収入(政府交付金収入)として271百万円を受け入れております。

(重要な後発事象)

株式会社国際協力銀行法(以下、「新JBIC法」という。)に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下、「新JBIC」という。)が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が新JBICに移管されております。

新JBICの設立に伴う株式は、新JBIC法に従い当公庫が引き受け、当該株式は新JBICの成立時(平成24年4月1日)に当公庫から政府に無償譲渡されております。また同日付で、新JBIC法に従い、当公庫の資産及び負債から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債が新JBICに承継されております。承継される資産及び負債の価額は、新JBIC法上、評価委員が評価した価額によるものとされています。また、新JBICの成立日以降、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る損益が当公庫の損益として計上されないこととなります。

危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	276,578	借入金	5,394,261
預け金	276,578	借入金	5,394,261
買現先勘定	4,998	その他負債	7,806
有価証券	451,938	未払費用	1,352
国債	451,938	前受収益	6,382
貸出金	5,394,261	リース債務	0
証書貸付	5,394,261	その他の負債	71
その他資産	1,440	賞与引当金	6
未収収益	1,383	役員賞与引当金	0
その他の資産	56	退職給付引当金	148
有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	59,060
無形固定資産	134	負債の部合計	5,461,282
ソフトウェア	134	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	784,253
その他の無形固定資産	0	利益剰余金	△ 116,184
		その他利益剰余金	△ 116,184
		繰越利益剰余金	△ 116,184
		株主資本合計	668,068
		純資産の部合計	668,068
資産の部合計	6,129,351	負債及び純資産の部合計	6,129,351

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	57,255
資金運用収益	44,319
貸出金利息	43,802
有価証券利息配当金	386
買現先利息	1
預け金利息	129
役務取引等収益	3,411
損害担保補償料	3,411
政府補給金収入	701
一般会計より受入	701
その他経常収益	8,824
貸倒引当金戻入益	1,895
その他の経常収益	6,928
経常費用	54,937
資金調達費用	43,802
借入金利息	43,802
役務取引等費用	5,322
損害担保補償金	5,322
その他業務費用	2,440
利子補給金	2,440
営業経費	193
その他経常費用	3,178
補償損失引当金繰入額	2,980
その他の経常費用	197
経常利益	2,318
当期純利益	2,318

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	505,668
当期変動額	
新株の発行	278,585
当期変動額合計	278,585
当期末残高	784,253
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 118,502
当期変動額	
当期純利益	2,318
当期変動額合計	2,318
当期末残高	△ 116,184
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 118,502
当期変動額	
当期純利益	2,318
当期変動額合計	2,318
当期末残高	△ 116,184
株主資本合計	
当期首残高	387,165
当期変動額	
新株の発行	278,585
当期純利益	2,318
当期変動額合計	280,903
当期末残高	668,068
純資産合計	
当期首残高	387,165
当期変動額	
新株の発行	278,585
当期純利益	2,318
当期変動額合計	280,903
当期末残高	668,068

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは4,998百万円です。
- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、危機対応円滑化業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 損害担保契約の補償引受額
補償引受残高(69,629件) 2,512,034百万円
補償損失引当金 59,060百万円
差引額 2,452,973百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常収益には、過年度に支払した損害担保補償金の回収金6,928百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	505,668,000,000	278,585,000,000	—	784,253,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 278,585,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関です。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しています。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。

これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達には財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	276,578	276,578	—
(2) 買現先勘定	4,998	4,998	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	451,938	451,938	—
(4) 貸出金	5,394,261	5,463,028	68,767
資産計	6,127,776	6,196,543	68,767
借入金	5,394,261	5,482,072	87,811
負債計	5,394,261	5,482,072	87,811

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

（注2）損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は以下のとおりです。

補償引受残高 2,512,034百万円

補償損失引当金 59,060百万円

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	276,578	—	—	—	—	—
買現先勘定	4,998	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	452,000	—	—	—	—	—
貸出金	765,931	1,792,304	1,499,428	603,565	601,404	131,629
合計	1,499,507	1,792,304	1,499,428	603,565	601,404	131,629

（*）預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（注4）借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	765,931	1,792,304	1,499,428	603,565	601,404	131,629

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	451,938	451,938	—

2. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	275,000	275,000	—

（税効果会計関係）

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△195
年金資産 (B)	33
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△161
未認識過去勤務債務 (D)	△2
未認識数理計算上の差異 (E)	15
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△148
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△148

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	8
利息費用	3
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	1
その他（臨時に支払った割増退職金等）	—
退職給付費用	12

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	278,585	—	—
				政府補給金収入	701	—	—
				資金の受入 ^(注3)	1,153,490	借入金	5,394,261
				借入金の返済	496,186		
				借入金利息の支払	43,802	未払費用	1,351

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
中小企業庁 政府補給金収入 599百万円
農林水産省 政府補給金収入 40百万円
2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
3. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円85銭
1株当たりの当期純利益金額 0円00銭

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集
当公庫は、平成24年5月22日開催の取締役会決議により、平成24年7月4日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。
株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式68,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	68,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	68,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成24年7月4日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

特定事業等促進円滑化業務 特定事業等促進円滑化業務勘定

第4期末(平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	251	借入金	21,300
預け金	251	借入金	21,300
貸出金	21,300	その他負債	66
証書貸付	21,300	未払費用	65
その他資産	97	リース債務	0
前払費用	0	その他の負債	0
未収収益	65	賞与引当金	2
その他の資産	31	役員賞与引当金	0
有形固定資産	0	退職給付引当金	67
リース資産	0	役員退職慰労引当金	0
無形固定資産	10	負債の部合計	21,437
ソフトウェア	10	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	239
その他の無形固定資産	0	利益剰余金	△ 17
		その他利益剰余金	△ 17
		繰越利益剰余金	△ 17
		株主資本合計	221
		純資産の部合計	221
資産の部合計	21,658	負債及び純資産の部合計	21,658

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	240
資金運用収益	179
貸出金利息	179
預け金利息	0
政府補給金収入	52
一般会計より受入	52
その他経常収益	8
貸倒引当金戻入益	8
経常費用	241
資金調達費用	179
借用金利息	179
営業経費	61
経常損失	0
当期純損失	0

第4期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	120
当期変動額	
新株の発行	119
当期変動額合計	119
当期末残高	239
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 16
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 17
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 16
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 17
株主資本合計	
当期首残高	103
当期変動額	
新株の発行	119
当期純損失(△)	△ 0
当期変動額合計	118
当期末残高	221
純資産合計	
当期首残高	103
当期変動額	
新株の発行	119
当期純損失(△)	△ 0
当期変動額合計	118
当期末残高	221

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特定事業等促進円滑化業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合並びにエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第16条に掲げる業務(以下、「同法第41条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残金があるときは、その残金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	120,000,000	119,000,000	—	239,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 119,000,000株

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務、駐留軍再編促進金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。

この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

□ 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

□ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	251	251	—
(2)貸出金	21,300	21,657	357
資産計	21,551	21,909	357
借入金	21,300	21,743	443
負債計	21,300	21,743	443

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	251	—	—	—	—	—
貸出金	—	5,166	5,324	5,324	5,486	—
合計	251	5,166	5,324	5,324	5,486	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	—	5,166	5,324	5,324	5,486	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△ 84
年金資産 (B)	14
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 70
未認識過去勤務債務 (D)	△ 0
未認識数理計算上の差異 (E)	2
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△ 67
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△ 67

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4
利息費用	1
期待運用収益	△ 0
過去勤務債務の費用処理額	△ 0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	5

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 (注2)	119	—	—
				資金の受入 (注3)	1,300	借入金	21,300
				借入金利息の支払	179	未払費用	65

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 52百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円92銭

1株当たりの当期純損失金額 0円00銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	国際協力銀行 (国際協力銀行業務勘定)
破綻先債権	30,372	1,879	18,458	—
延滞債権	136,877	65,833	446,022	101,565
3カ月以上延滞債権	41	1,952	5	176
貸出条件緩和債権	591,233	35,773	74,702	83,014
合計	758,525	105,440	539,189	184,755
リスク管理債権合計／貸出金残高(%)	10.74	4.14	8.58	2.28

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

・3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	国際協力銀行 (国際協力銀行業務勘定)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	103,764	6,115	53,560	658
危険債権	64,228	61,633	411,133	100,906
要管理債権	591,274	37,726	74,708	83,190
小計①	759,268	105,475	539,402	184,755
正常債権	6,315,243	2,453,900	5,750,830	10,335,469
合計②	7,074,511	2,559,376	6,290,470	10,520,225
(①／②)(%)	10.73	4.12	8.57	1.76

(注) 1.当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。

(注) 2.中小企業事業の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

②役員報酬基準の改定内容

代表取締役総裁 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて次のとおり実施した。

・平成24年4月から本俸月額の下引き(役員平均▲0.51%)

・平成24年4月から2年間の役員報酬の減額支給措置(▲9.77%)

代表取締役副総裁 同上

代表取締役専務取締役 同上

専務取締役 同上

常務取締役 同上

取締役 同上

常勤監査役 同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
代表取締役総裁	22,965	14,448	5,917	2,600(特別調整手当)			※
A代表取締役副総裁	21,954	13,812	5,656	2,486(特別調整手当)			*
B代表取締役副総裁	21,954	13,812	5,656	2,486(特別調整手当)			*
C代表取締役専務取締役	20,882	13,200	5,306	2,376(特別調整手当)			*※
D代表取締役専務取締役	20,882	13,200	5,306	2,376(特別調整手当)			*※
E代表取締役専務取締役	21,148	13,200	5,572	2,376(特別調整手当)			*※
F代表取締役専務取締役	5,953	3,006	2,406	541(特別調整手当)		6月22日	※
G専務取締役	21,413	13,200	5,837	2,376(特別調整手当)			*※
H常務取締役	5,131	2,591	2,073	466(特別調整手当)		6月22日	*※
I常務取締役	1,118	948	0	170(特別調整手当)		4月30日	*
J常務取締役	17,654	11,206	4,430	2,017(特別調整手当)			※
K常務取締役	18,225	11,376	4,802	2,047(特別調整手当)			※
L常務取締役	17,997	11,376	4,573	2,047(特別調整手当)			*
M常務取締役	4,147	1,896	1,909	341(特別調整手当)		5月31日	※
N常務取締役	12,814	8,784	2,448	1,581(特別調整手当)	6月22日		◇
O常務取締役	17,875	11,206	4,652	2,017(特別調整手当)			※
P常務取締役	12,814	8,784	2,448	1,581(特別調整手当)	6月22日		※
Q取締役	3,790	1,772	1,699	318(特別調整手当)		5月31日	*※
R取締役	4,897	2,421	2,039	435(特別調整手当)		6月22日	※
S取締役	16,820	10,632	4,274	1,913(特別調整手当)			※
T取締役	16,820	10,632	4,274	1,913(特別調整手当)			※
U取締役	16,820	10,632	4,274	1,913(特別調整手当)			※
V取締役	11,976	8,210	2,287	1,477(特別調整手当)	6月22日		※
W取締役	11,976	8,210	2,287	1,477(特別調整手当)	6月22日		※
X取締役	11,976	8,210	2,287	1,477(特別調整手当)	6月22日		◇
Y取締役	11,976	8,210	2,287	1,477(特別調整手当)	6月22日		◇
Z取締役(非常勤)	9,552	9,552	0	0(特別調整手当)			
AA取締役(非常勤)	7,376	7,376	0	0(特別調整手当)	6月22日		
AB監査役	15,641	9,840	4,030	1,771(特別調整手当)			
AC監査役	4,557	2,241	1,912	403(特別調整手当)		6月22日	※
AD監査役	11,083	7,598	2,117	1,367(特別調整手当)	6月22日		※
AE監査役(非常勤)	8,352	8,352	0	0(特別調整手当)			
AF監査役(非常勤)	8,352	8,352	0	0(特別調整手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
代表取締役総裁		年 月			該当なし	
代表取締役副総裁		年 月			該当なし	
代表取締役専務取締役A	6,352	2年 9月	23.6.22	1.4	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は6,352千円	※
常務取締役B	4,692	2年 9月	23.6.22	1.2	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は4,692千円	※※
常務取締役C	5,142	2年 7月	23.4.30	1.4	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は5,142千円	*
常務取締役D	6,446	2年 8月	23.5.31	1.7	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は6,446千円	※
取締役E	5,670	2年 8月	23.5.31	1.6	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は5,670千円	※※
取締役F	5,116	2年 9月	23.6.22	1.4	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は5,116千円	※
常勤監査役G	4,735	2年 9月	23.6.22	—	業績評価対象外	※

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

II職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ①人件費管理の基本方針
国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。
- ②職員給与決定の基本方針
ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方
社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。
イ 職員の発揮した能力または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・奨励手当・賞与・特別手当に反映させている。

〔能力、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
グレード給	職員の職責・勤務成績を、グレード給に反映させている。
奨励手当・賞与・特別手当	職員の勤務成績・職務能力等を、奨励手当・賞与・特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

- ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点
求められる役割に応じて区分を設定し、それぞれの役割に応じて処遇する「バンド制」を国内事業本部で導入することで、職責や業績をより一層処遇に反映させる新給与体系とした。

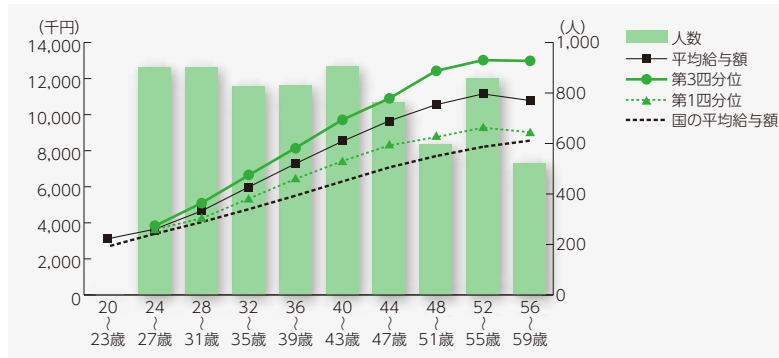
2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成23年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	7,089	40.8	7,878	5,817	126	2,061
事務・技術	7,081	40.7	7,880	5,818	126	2,062
自動車運転手	8	54.4	6,511	4,924	166	1,587
在外職員	31	41.3	15,218	13,143	10	2,075
任期付職員	24	43.7	2,861	2,676	106	185
事務・技術	24	43.7	2,861	2,676	106	185
再任用職員	38	62.2	4,012	3,398	154	614
事務・技術	36	62.1	4,043	3,423	154	620
自動車運転手	2	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。
注3:研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。
注4:再任用職員のうち自動車運転手については、人員が2名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位 第1分位(千円)	平均(千円)	四分位 第3分位(千円)
管理職(部長級)	451	53.6	13,130	13,900	14,433
管理職(課長級)	1,628	47.6	9,908	10,992	12,049
非管理職	5,026	37.4	4,379	6,129	7,649

③職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	7,081	451(6.4%)	1,628(23.0%)	5,002(70.6%)
年齢(最高～最低)(歳)		59～46	59～36	59～23
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		16,515～8,161	14,021～5,385	10,036～2,167
年間給与額(最高～最低)(千円)		19,789～11,461	16,254～7,365	12,542～2,883

(任期付職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	24	0(0.0%)	0(0.0%)	24(100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		—	—	61～30
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		—	—	2,976～2,400
年間給与額(最高～最低)(千円)		—	—	3,199～2,519

④賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	80.2	80.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	19.8	19.4
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	0.4	0.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	99.6	99.7
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 129.6

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																		
指数の状況	対国家公務員 129.6																		
	<table><tr><td rowspan="3">参考</td><td>地域勘案</td><td>128.3</td></tr><tr><td>学歴勘案</td><td>126.0</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>126.0</td></tr></table>	参考	地域勘案	128.3	学歴勘案	126.0	地域・学歴勘案	126.0											
	参考		地域勘案	128.3															
			学歴勘案	126.0															
地域・学歴勘案		126.0																	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材である。																		
	2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152ヵ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。																		
	3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「126.0」となり、勘案前の「129.6」から「3.6」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。																		
	①民間金融機関との比較例																		
	<table><tr><th></th><th>年間平均給与(千円)</th><th>平均年齢(歳)</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>7,880</td><td>40.7</td></tr><tr><td>都市銀行A</td><td>8,301</td><td>38.1</td></tr><tr><td>信託銀行B</td><td>8,062</td><td>40.6</td></tr><tr><td>地方銀行C</td><td>7,838</td><td>39.9</td></tr><tr><td>地方銀行D</td><td>7,574</td><td>40.8</td></tr></table> 注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成23年3月期)出所		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	7,880	40.7	都市銀行A	8,301	38.1	信託銀行B	8,062	40.6	地方銀行C	7,838	39.9	地方銀行D	7,574	40.8
		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																
	当公庫	7,880	40.7																
	都市銀行A	8,301	38.1																
	信託銀行B	8,062	40.6																
	地方銀行C	7,838	39.9																
地方銀行D	7,574	40.8																	
②学歴別の人員構成(%)																			
<table><tr><th></th><th>大学卒</th><th>短大卒</th><th>高校卒</th><th>中学卒</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>85.1</td><td>10.2</td><td>4.7</td><td>0.0</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>52.6</td><td>12.8</td><td>34.6</td><td>0.1</td></tr></table> 注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成23年国家公務員給与等実態調査出所		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	85.1	10.2	4.7	0.0	国家公務員行政職(一)	52.6	12.8	34.6	0.1				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒															
当公庫	85.1	10.2	4.7	0.0															
国家公務員行政職(一)	52.6	12.8	34.6	0.1															
③地域別の人員構成(%)																			
<table><tr><th></th><th>1～5級地</th><th>その他</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>68.1</td><td>31.9</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>59.8</td><td>40.2</td></tr></table> 注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成23年国家公務員給与等実態調査出所		1～5級地	その他	当公庫	68.1	31.9	国家公務員行政職(一)	59.8	40.2										
	1～5級地	その他																	
当公庫	68.1	31.9																	
国家公務員行政職(一)	59.8	40.2																	
給与水準の適切性の検証	【主務大臣の検証結果】 給与水準については、専門性を有する人材確保のため民間金融機関の給与水準等も踏まえたものとしているとのことであるが、給与水準が国家公務員を上回っており、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う等の給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。																		
	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 2.0% (国からの財政支出額 49,746,840千円、支出予算の総額 2,494,205,834千円:平成23年度予算) 【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。																		
	【累積欠損額について】 累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,871,865百万円(これにより株主資本合計は4,233,444百万円)(平成22年度決算) 【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。																		

講ずる措置	【講ずる措置】 当公庫では、国内事業本部において、従来の年功的な給与制度を改正し、平成23年度より職責と業績に応じた給与制度へ統一したことにより、在職年数に対応した給与体系とは異なる制度に移行している。平成24年度は 民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、経過期間を含めて新しい給与制度を適正に運用することで人件費の膨張を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。
	【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 新人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 ・日本政策金融公庫 129.0%程度、地域学歴勘案 126.4%程度 ・国際協力銀行 140.2%程度、地域学歴勘案 120.6%程度 (平成23年度の同指数について、平成24年4月1日の国際協力銀行分離後の2つの組織に分けて記載したもの。)
	【改善策】 ・上述の通り、新人事給与制度を適正に運用することで人件費の膨張を抑制することに加え、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて職員の給与改定及び減額支給措置を適正に実施する。
	【給与の目標水準及び具体的期限】 ・日本政策金融公庫 [目標水準: 129.0%程度、具体的期限: 平成24年度末 (24年度においても新人事給与制度の適正な運用や給与改定及び給与減額支給措置の実施により、23年度並の水準となるよう取り組む)] ・国際協力銀行 [目標水準: 140.2%程度、具体的期限: 平成24年度末 (次年度においても給与改定及び給与減額支給措置の実施により、23年度並の水準となるよう取り組む)]

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成23年度)(千円)	前年度(平成22年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	65,543,404	65,563,743	▲ 20,339	(0.0%)
退職手当支給額(B)	4,824,066	5,109,202	▲ 285,136	-(5.6%)
非常勤役員等給与(C)	1,604,050	1,502,943	101,107	(6.7%)
福利厚生費(D)	12,097,155	12,197,839	▲ 100,684	-(0.8%)
最広義人件費(A+B+C+D)	84,068,676	84,373,727	▲ 305,052	-(0.4%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減の取組を継続し、平成17年度予算定員を基準として5%以上の純減を目標とすることを基本とする。

2 進捗状況

(1) 基準年度(平成17年度)の人員数

8,364人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)の役員員数の合計人数)

(2) 各年度末の人員数

平成18年度:8,323人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成19年度:8,274人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成20年度:8,141人

平成21年度:8,129人

平成22年度:8,123人

平成23年度:8,123人

(3) 各年度末の人員純減率

平成18年度: $(8,323-8,364) \div 8,364 = \text{▲} 0.5\%$

平成19年度: $(8,274-8,364) \div 8,364 = \text{▲} 1.1\%$

平成20年度: $(8,141-8,364) \div 8,364 = \text{▲} 2.7\%$

平成21年度: $(8,129-8,364) \div 8,364 = \text{▲} 2.8\%$

平成22年度: $(8,123-8,364) \div 8,364 = \text{▲} 2.9\%$

平成23年度: $(8,123-8,364) \div 8,364 = \text{▲} 2.9\%$

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人員数(人)	8,364	8,323	8,274	8,141	8,129	8,123	8,123
人員純減率(%)		▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 2.9

【主務大臣の検証結果】

上記のとおり目標に基づき人員管理を行っている。

なお、平成23年度までの時限措置として、経済危機対応に伴う増員が認められている(平成25年度までに上記目標を達成できる見込み)。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

・役員の報酬について、国家公務員(指定職)に準じ、平成24年4月から俸給月額の下げ(平均改定率▲0.51%)を行うとともに、本俸、特別調整手当及び特別手当の支給額から9.77%を減額して支給することとした。

・職員の給与について、平成24年6月から本俸表の引下げ改定(平均改定率▲0.26%)を行うとともに、本俸、グレード給、勤務手当、超過勤務手当及び特別手当について、国家公務員(平均▲7.8%)に準じて減額を行うこととした。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。))に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 タ 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イかなでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集約的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めるとを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十一	指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二	食品（飲食料品のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）若しくは飼料の製造、加工若しくは流通（以下「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。）	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものであって、主務大臣の指定するもの（前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。）
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二（第十一条関係） 証券化支援業務 （略）

